

第3回阿蘇市議会会議録

- 1.平成30年6月1日 午前10時00分 招集
- 2.平成30年6月4日 午前10時00分 開議
- 3.平成30年6月4日 午後3時35分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	本山英二
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長補佐	佐藤伸敏
税務課長	藤井栄治	ほけん課長	藤田浩司
観光課長	秦美保子	住環境課長	古閑政則
人権啓発課長	下村裕二	市民課長	岩下まゆみ
まちづくり課長	荒木仁	水道課長	浅久野浩輝
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文	波野支所長	加藤勇二郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	山本繁樹
--------	------	---------	------

書 記 山 本 悠 未

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 報告第 2 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 2 | 報告第 3 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 3 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認について |
| 日程第 4 | 承認第 3 号 | 専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 承認第 4 号 | 専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 承認第 5 号 | 専決処分した平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について |
| 日程第 7 | 承認第 6 号 | 専決処分した平成 29 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について |
| 日程第 8 | 承認第 7 号 | 専決処分した平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について |
| 日程第 9 | 承認第 8 号 | 専決処分した平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について |
| 日程第 10 | 報告第 4 号 | 平成 29 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 11 | 報告第 5 号 | 平成 29 年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第 12 | 報告第 6 号 | 平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 13 | 報告第 7 号 | 平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 14 | 報告第 8 号 | 平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第 15 | 報告第 9 号 | 平成 29 年度阿蘇市水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第 16 | 議案第 45 号 | 阿蘇市畜産環境保全に関する条例の制定について |
| 日程第 17 | 議案第 46 号 | 阿蘇市行政区設置条例の一部改正について |
| 日程第 18 | 議案第 47 号 | 災害による被害者に対する阿蘇市税の減免に関する条例の一部改正について |
| 日程第 19 | 議案第 48 号 | 阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 20 | 議案第 49 号 | 阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 21 | 議案第 50 号 | 阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防 |

のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第 22 議案第 51 号 阿蘇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 52 号 平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- 日程第 24 議案第 53 号 平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 25 議案第 54 号 平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 日程第 26 議案第 55 号 平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- 日程第 27 議案第 56 号 平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- 日程第 28 議案第 57 号 平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- 日程第 29 議案第 58 号 平成 30 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- 日程第 30 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 31 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 32 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 33 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 34 諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 35 報告第 10 号 株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第 36 報告第 11 号 一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第 37 請願第 1 号 内牧遊水池の防火機能の強化に関する請願書

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） 皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のうち、教育課長が傷病休暇のため出席できませんので、佐藤課長補佐が出席していることを申し添えます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第1 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第1、報告第2号「専決処分の報告について」を議題といたします。

土木部建設課長より報告を求めます。

建設課長。

○建設課長（中本知己君） おはようございます。

議案集1ページをお願いいたします。報告第2号、専決処分の報告を行います。

提案理由、本件は、平成30年2月10日、阿蘇市波野大字波野において発生した物損事故について、同年4月17日示談が成立。地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

2ページをお願いいたします。専決処分書。市は、次のとおり損害賠償の額と、それに伴う和解事項を決定する。

1、損害賠償の相手。記載のとおりでございます。

2、事故の詳細。平成30年2月10日、午後3時20分ごろ、阿蘇市波野大字波野3572番地付近、市道大道坂の上線において、甲が走行中、一部破損していた歩道縁石に乗り上げ、左側前輪タイヤと駆動部を損傷、甲に損害を与えた。

3、損害賠償の額。市は甲に対し5万2,404円を負担する。甲の損害額17万4,679円、市の過失割合3割。

4、和解事項。本件事故に関して、今後、双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立及び請求を行わないことを確認する。

補足説明をいたします。事故現場は、波野の市営大道団地出入り付近となります。団地出入口の反対側から波野小中学校に向け歩道が整備されておりますが、路線の途中から歩道が始まることと、市道の外側線、白線が消えかかっており、目立たない状態となっております。また、県外の方の利用ということで、日ごろ利用しない道路であることから、縁石に気づかず乗り上げ事故に至ったものと考えられます。当箇所は、道路改良工事を発注済みでありますので、今後改善を図り、安全確保に努めてまいります。

以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 4番、谷崎です。

2号と3号と、事故の件が続きますけど、今の説明からいくと、歩道があつて、それに気づかずぶつただけなので、市に責任がないように思うんですけど、責任があるなら予算を組んでなんかせんといかんと思いますけど、どうなんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 以前、一度破損しておりまして、カラーコーンを立てておりま

した。しかし、それも破損していたことと、道路が暗い状態ですのでそこに気づかず乗り上げたという状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

19 番、井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 19 番、井手です。

説明はわかりましたけれども、やはりこの歩道の縁石というのは、これは自分でこれにうちかかって事故した感じですね、言うならばですよ。これは、距離がちょっとあるけんですね。ここら辺で市が3割という形で負担割合は少のうございますけれども、ちょっと何かこれはあまり、もうこの方がこれは全額、事故したような格好ですよ、普通ならば、自分でうちかけて、どぎゃん破損しとつても。私はそう思いました。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 現在、道路改良工事を発注している理由としまして、二車線ではない道路に歩道が整備されておりまして、一車線の中に歩道が途中から始まるという状況でございましたので、それを改善していきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

日程第2 報告第3号 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第2、報告第3号「専決処分の報告について」を議題といたします。

経済部農政課長より報告を求めます。

農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。

ただ今議案としていただきました報告第3号、専決処分の報告につきまして、ご説明をいたします。

議案集の3ページをお願いいたします。提案理由でございますけれども、本件は平成30年2月2日、阿蘇市一の宮町宮地において発生した物損事故について、同年4月12日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

4ページの専決処分書をご覧ください。

1、損害賠償の相手でございますが、甲・乙それぞれ記載のとおりでございます。

2の事故の詳細でございます。平成30年2月20日午後7時00分ごろ、阿蘇市一の宮町宮地5058番地付近（阿蘇中央地区農免道路）において、坂梨方面より乙が走行中、道路の陥没により左側前輪タイヤとホイールを損傷、甲に損害を与えたものでございます。

3の損害賠償の額でございます。市は、甲に対し2万7,518円を負担する。甲の損害額3

万 9,312 円、市の過失割合 7 割でございます。

4 の和解事項といたしまして、本件事故に関しまして、今後双方とも裁判上または裁判外において、一切異議申立及び請求を行わないことを確認するものでございます。

補足といたしまして、本路線につきましては、農耕車両をはじめといたしまして、普通車でございますとか、大型車両等が多く通行しております。また、災害復旧工事等の公共工事の増加によりまして、大型車両の通行が増加しているところでございます。定期的な道路パトロールを実施いたしまして、適宜路面損傷箇所の補修等に努めておりますけれども、今回の車両事故を受けまして、さらなる農免道路の事故防止対策を徹底するとともに、安全管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

お諮りいたします。日程第 3、承認第 2 号「専決処分の承認について」から日程第 9、承認第 8 号「専決処分した平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」までは、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議ないものと認めます。よって、承認第 2 号「専決処分の承認について」から、承認第 8 号「専決処分した平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」までは、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第 3 承認第 2 号 専決処分の承認について

○議長（藏原博敏君） 日程第 3、承認第 2 号「専決処分の承認について」を議題といたします。

市民部市民課長より説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） ただ今議題としていただきました承認第 2 号、専決処分の承認についてご説明をさせていただきます。

議案集の 5 ページをお願いいたします。

提案理由でございます。本件は、平成 30 年 4 月 10 日、阿蘇市永草において発生した公用車の物損事故について、同年 5 月 8 日に示談が成立、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるところでございます。

6 ページの専決処分書のほうをお願いいたします。

1、損害賠償の相手。甲、所有者につきましては、記載のとおりでございます。

2、事故の詳細。平成 30 年 4 月 10 日午前 10 時 10 分ごろ、阿蘇市永草 1568 番地 1 付近に

おきまして、甲の運転する車両が中央線を越え、市民課委託業者の運転する公用車、塵芥車に衝突、市に損害を与えたものでございます。

3、損害賠償の額。甲は市に対し 414 万 1,340 円を支払う。市の損害額は、同額でございます。甲の過失割合 10 割。

4、和解事項。本件事故に関して、今後双方とも裁判上または裁判外において、一切異議申立及び請求を行わないことを確認しております。

事故の内容につきまして、若干補足をさせていただきます。今回の事故は、生活ごみの収集運搬委託業者が収集業務中に国道 57 号を熊本方面に向かって走行しておりましたところ、対向車両がハンドル操作を誤りまして中央線を越えて本市の塵芥車に突っ込んでまいりました。その際、塵芥車のほうは左側路肩いっぱい避けて急停車を試みましたが、避けきれずに運転席側に衝突をしたものでございます。この事故によりまして、塵芥車は著しく破損し、走行不能状態となりましたので、塵芥車の車両時価額及び塵芥車の代車を調達するための費用、それらを相手方のほうに、先ほどの損害賠償額を求めたものでございます。塵芥車につきましては、速やかに代車のほうを手配いたしましたので、事故による収集業務への支障等は生じておりません。なお、運行時のさらなる安全意識の向上、それから事故の低減、事故発生時のトラブルに備える目的から、今期塵芥車 6 台分のドライブレコーダーの予算を計上しております。

今後なお一層、安全な運行に心掛けたいと思っております。

以上でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

17 番、古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 説明はわかりましたが、塵芥車の損害額はいくらですか。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） お答えいたします。

塵芥車につきましては、平成 17 年 2 月登録で 13 年を経過した車両でございまして、車両時価額といたしまして 221 万 3,000 円が賠償の対象となっております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第 2 号を採決いたします。承認第 2 号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。従って、承認第 2 号は承認することに決定いたしました。

日程第 4 承認第 3 号 専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 4、承認第 3 号「専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

ただ今議案としていただきました承認第 3 号、専決処分した阿蘇市税条例の一部改正についてをご説明を申し上げます。

議案集の 7 ページをお願いします。

まず、提案の理由でございますけれども、地方税法等の一部を改正する法律が平成 30 年法律第 3 号といたしまして、3 月 31 日付けをもって公布をされましたので、本条例の一部を改正することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行いました。

同条第 3 項の規定に基づきまして、報告し、承認を求めるものでございます。

まず、改正条文を 8 ページから 24 ページまで、非常に多岐に亘っておりますけれども、8 ページから 24 ページ、第 1 条から第 6 条まで条立てを行っております。また、新旧対照表につきましては、25 ページから 67 ページまで記載を行っております。

準じ説明を行ってまいりたいと思います。

まず、8 ページをお願い申し上げます。専決処分書、阿蘇市税条例の一部を改正することについて、特に急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いました。

平成 30 年 3 月 31 日付けになります。

まず、概要でありますけれども、今回のこの改正、上位法であります地方税法の改正に伴う条項番号、用語の改正の他に、3 つの大きな改正となっております。その主なものについて、まずご説明を申し上げます。

まず、1 点目といたしまして、個人住民税に関する改正、2 点目といたしまして、市たばこ税に関する改正、3 点目といたしまして、固定資産税に関する改正となっております。

まず、個人住民税に関する改正でございますけれども、新旧対照表 25 ページをお願い申し上げます。25 ページの下から 4 行目になります。個人の市民税の非課税の範囲、25 ページから 26 ページにわたって記載がされております。26 ページの第 24 条第 1 項第 2 号になります。これまで、障害者、未成年者、寡婦、夫のほうの寡夫につきましては、非課税の基準額が 125 万円以下でございました。今回の改正により、この 125 万円が 135 万円に引き上げられたものでございます。

併せまして、その下になります。第 24 条第 2 項になります。これにつきましては、均等割の非課税の限度額について記載されているものでございます。これまでの基準額から 10 万円を加算した額ということで、10 万円非課税の範囲が、均等割の非課税の限度額が引き上げられる改正になってきております。

26 ページ、下から 27 ページにかけてご説明を申し上げます。

26 ページの下のほう、所得の向上、27 ページ、上から 6、7 行目になります、調整の控除についてでございますけれども、新たに前年度の合計所得金額が 2,500 万円以上の高額所得からは、こういった所得控除でありますとか、調整控除を控除しない、そういった規定の改正が今回行われておりますので、条例のほうに反映されたものになってきております。

続きまして、新旧対照表の 39 ページをお願いいたします。39 ページ、一番下の分になってきます。市のたばこ税に関する改正についてご説明を申し上げます。ご承知のとおり、ここ近年の健康志向でありますとか、厳しい財政状況を踏まえたところでのたばこ税率引き上げに関する条例改正となってきております。

40 ページをお願いします。第 92 条といたしまして、地方税法改正に基づきます製造たばこの区分をここに新たに明記をいたしております。第 1 号といたしまして、第 92 条、製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。喫煙用の製造たばこといたしまして、このアの葉巻たばこからオの加熱式たばこまで、かみ用の製造たばこ、かぎ用の製造たばこということで、新たに条項立てが行われているところでございます。

その下、92 条の 2 をお願い申し上げます。製造たばこみなす場合として、文言的に加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリン、その他の物品又はこれらの混合物を充填したものは、製造たばこみなして、この節の規定、たばこ税の規定を適用する、そういうふうにしたところでありまして、たばこ税の税率につきましては、44 ページ以降で説明させていただきます。

第 95 条の第 1 項になってきます。平成 30 年 10 月 1 日以降は、1,000 本当たり 5,262 円、これまでの 5,262 円から 430 円増の 5,692 円に、また 61 ページの下のほうをお願いします。61 ページ下のほう、95 条になってきます。更に 5,692 円から 430 円増の 6,122 円に、これにつきましては、平成 32 年 10 月 1 日以降になってきます。

63 ページをお願いします。63 ページ目の上の方です。第 95 条といたしまして、平成 30 年 10 月 1 日以降は、更に 430 円増税となりまして、1,000 本当たり 6,552 円と、3 年間をかけて段階的に改正するものでございます。たばこ税につきましては、市のたばこ税、県のたばこ税、国のたばこ税、それぞれございまして、市については 430 円ずつ 3 段階、県のたばこ税について 70 円ずつ 3 段階、国のたばこ税 500 円ずつ 3 段階ということで、1,000 本当たり 1,000 円、1 本当たりに換算しますと 1 円 1 円が準じ改正されます。通常の市販されているたばこでいきますと 440 円のたばこであれば、3 年間をかけて 60 円上がりますので 500 円になってくるような次第でございます。また、加熱式たばこの税額算出にあたりましては、紙巻きたばこのほうに換算を行うことになってきますので、この換算の方法につきましても、平成 30 年 10 月 1 日から 5 年をかけて重量と価格を基に紙巻きたばこに換算する計算方法を段階的に 5 年間をかけて引き上げる、そういった形になっております。商品がいくつか、今、販売されておりますけれども、確実にこういった電子たばこにつきましても、たばこ税が適正に課税をされて上がってくる、そういったことでございます。

17 ページに戻っていただきたいと思います。議案集 17 ページ、下から 10 行目をちょっと見ていただきたいと思います。第 1 条の第 10 号の中で、法律部分が抜けている部分がございます。これにつきましては、生産性向上特別措置法の法律番号になりますけれども、議案を作成した段階では閣議の決定まではなされておりました。しかしながら、公布がまだなされておられませんでしたので、空欄として出ささせていただいたところでありまして、法律番号、空欄の部分が第 25 号として公布されましたので、追記をお願い申し上げます。

以上、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

17 番、古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 先ほど 26 ページの第 34 条の 2 で、前年度所得合計額が 2,500 万円以上と言われたと思いますが、これは以上ですか。こっちには以下と書いてありますが。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） ただ今のご質問にお答えします。

27 ページですね、第 34 条の 6 ということで、前年度の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者ということになります。

よろしく申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 部長の説明では、固定資産税もありましたが、固定資産税は特にどこあたりが変わってくるのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） まず、固定資産税につきましては、土地に係る負担調整措置の継続、現在、実際の土地の評価額、それと実際の課税標準額、いきなり評価額を課税の標準額にしますと、急激に実際税負担が出てきますので、この負担調整率を引き続き継続する、そういった分が一つ。それと、もう 1 点は、地域の中小企業による設備投資の促進に向けまして、生産性向上特別のための措置法の規定に基づきます中小企業の新規の設備投資について、固定資産税の中の償却資産の 3 年間 0 とする、そういった新しい新設になってきております。

説明が不足しまして、申し訳ありませんでした。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に発言がなければ、承認第 3 号に対する質疑は、以上で終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第 3 号を採決いたします。承認第 3 号は、承認することにご異議ありません

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。従って、承認第3号は承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第4号 専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第5、承認第4号「専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） ただ今議案としていただきました承認第4号、専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正についてをご説明を申し上げます。

議案集の68ページをお願いします。提案の理由でございますけれども、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成30年政令第125号といたしまして本年3月31日に公布をされましたので、本条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました。同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

改正の条文を議案集の69ページから70ページに、また新旧対照表を71ページから74ページに記載を行っております。

69ページをお願い申し上げます。専決処分書、阿蘇市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、特に急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成30年3月31日付でございます。

まず、今回の改正でございますけれども、上位法であります地方税法施行令の改正に伴う条項番号及び用語の改正と併せまして、国民健康保険税算定基準の一つであります課税基礎額の賦課限度額、現行54万円から58万円と増額になっております。併せまして、所得の低い世帯に対する軽減措置として5割軽減及び2割軽減世帯について、その判定の基となる課税基準が拡大、引き上げられているところでございます。

71ページ、新旧対照表を基にご説明を申し上げます。

第2条の第1項になってきます。いわゆる課税額についてでございますけれども、改正前をご覧いただきたいと思えます。まず4行目に課税基礎額という言葉が出てきます。14行目に、後期高齢者支援金等課税額という言葉が出てきます。下から5行目に、介護納付金課税額、この3つの言葉が出てきます。国民健康保険税条例の算定にあたりましては、この3つの課税額を合算した中で算出をいたしております。今回、ご承知のとおり本年4月から熊本県のほうに運営主体も移行されましたので、それに併せましてこれまでの第2条にそれぞれ課税額が書いてあった分を第2条の各1号、2号、3号という形で条立てを行っているとところでございます。

72ページをお願い申し上げます。72ページ目の第2条第2項になってきます。ここで、

基礎課税額、いわゆる医療給付費分の最高限度額、これまで 54 万円でございますけれども、4 万円引き上げて 58 万円に引き上げを行うものでございます。

74 ページをお願いします。73 ページの下から、第 23 条といたしまして、国民健康保険税条例の減額、2 割軽減、5 割軽減、7 割軽減等について記載をされているところでございませぬけれども、その中で 74 ページ、(2) になってきます。この (2) 第 2 号は、5 割軽減に関する条項になってきております。これまでの軽減にあたっては、判定の基礎となる所得額、判定基礎額についてでございますけれども、これまでの 27 万円から 27 万 5,000 円に限度額の拡大を行っております。その下になります。23 条第 3 号になってきます。これは、2 割軽減世帯の軽減判定の区分の基礎額について記載がされております。2 割軽減世帯、判定を行う上で、これまで 49 万円だった分を 50 万円に加算した額ということで、軽減の基礎額の拡大を行っていることになります。この第 2 号、第 3 号の改正につきましては、低所得者世帯に配慮した改正となっております。

以上、ご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第 4 号を採決いたします。承認第 4 号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。従って、承認第 4 号は承認することに決定いたしました。

日程第 6 承認第 5 号 専決処分した平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 6、承認第 5 号「専決処分した平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました承認第 5 号、専決処分した平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算についてをご説明申し上げます。

別冊 1 をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。はじめに、第 1 条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 9,058 万 1,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 224 億 9,614 万 1,000 円といたしております。

その下の第 2 条でございます。地方債補正につきましては、6 ページをお願いいたします。第 2 表、地方債補正でございます。上の表の変更につきましては、波野支所庁舎建設事業ほか 7 事業について、事業費の確定に伴いまして借入額の変更を行ったものでございます。下の表の廃止につきましては、事業取りやめによりまして借入額を行わなかったものでございます。

10 ページをお願いいたします。歳入でございます。歳出とともに事業費の確定に伴って予算の増減を行ったものでございます。主なものを説明いたします。

11 ページをお願いいたします。一番上の表でございます。款 6 地方消費税交付金、項 1 地方消費税交付金、目 1 地方消費税交付金につきましては、6,398 万 9,000 円と大幅に下方修正を行っておりますが、平成 28 年度の決算では 4 億 8,300 万円ほどでございました。今回、6,300 万円の減額を行っておりますけれども、昨年の決算からは若干持ち直しているというところでございます。

このページの一番下をお願いいたします。款 10 地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税につきましては、3 月の特別交付税の額が確定いたしましたので、8 億 8,468 万 8,000 円を追加し、地方交付税の総額は 66 億 3,564 万 2,000 円となっております。

16 ページをお願いいたします。一番下の表でございます。款 17 寄附金、項 1 寄附金、目 1 総務費寄附金につきましては、地域情報化寄附金として阿蘇テレワークセンターから 2,000 万円の寄附をいただく予定でございました。先の全協でこの件については指摘があったと思いますけれども、予算策定時点では 2,000 万円でございました。その後、決算によりまして実際には 2,500 万円の寄附を受けているところでございます。

17 ページをお願いいたします。同じ款項の目 3、衛生費の寄附金でございます。平成 29 年度の阿蘇環境共生基金の寄附金といたしまして 453 件の総額で 907 万 9,640 円の寄附があつているところでございます。

19 ページをお願いいたします。ここから歳出にまいります。19 ページの中ほどの表でございます。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 12 財政調整基金費として 1 億円の積み立てを行うところでございます。その下の目 14 地域情報化基盤整備基金費につきましては、2 億 2,000 万円の積み立てを行うところでございます。

その下の目 16 公共施設管理基金費につきましては、1 億円の積み立てを行うところでございます。

21 ページをお願いいたします。真ん中からやや上の表のところでございます。款 3 民生費、項 4 災害救助費、目 1 災害救助費につきましては、委託料で 3,929 万 4,000 円を減額しておりますけれども、これは応急修理の期限が平成 30 年度も対象となりますことから、平成 29 年度、申請がなかった分を減額したものでございます。

22 ページをお願いいたします。中段からやや下のところです。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 6 環境政策費といたしまして、節 19 負担金補助及び交付金の説明欄のうち、1 行目、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金につきましては、毎年度補助を行っている事業分でございます。そもそも予算的に過大に見込んでいたこともありますけれども、一般財源

につきましては補助率が上がったことで持ち出しが少なかったことも、この大幅に減額になった要因でございます。4,430万1,000円の減額を行っております。

24 ページをお願いいたします。上の表です。款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費の節 19 負担金補助及び交付金、説明の欄の担い手確保経営強化支援事業補助金につきましては、事業不採択に伴って全額の3,305万4,000円を減額いたしております。

25 ページをお願いいたします。中ほどからやや下のところでございます。款 7 土木費、項 3 河川費、目 1 河川事業費、節 19 負担金補助及び交付金につきましては、対象は乙姫川なんでしょうけれども、工事に着手がなりませんので、負担金については550万円の減額を行っております。

26 ページをお願いいたします。款 8 消防費、項 1 消防費、目 3 災害対策費、節 19 負担金補助及び交付金につきましては、説明の欄にありますとおり、土砂災害特別警戒区域内の被災住宅の再建支援に関する負担金または補助金でございまして、総額で2,023万円の減額を行っております。

27 ページをお願いいたします。款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費、節 25 積立金でございます。この積立金につきましては、将来の学校施設整備等に係る予定がありますことから、2億円の積み立てを行うものでございます。

29 ページをお願いいたします。災害復旧関係になります。款 10 災害復旧費、項 4 文教施設災害復旧費、目 2 社会教育施設災害復旧費につきましては、これまで補正等で上がってまいりましたが、地域の神社やお宮、お堂等、または行政区にあります公民館等に係る復興基金を使った補助金でございまして、申請がなかった合計額で2,185万9,000円の減額を行っているところでございます。

その下の目 3 保健体育施設災害復旧費につきましては、入札残によります委託料と工事請負費、それぞれ155万6,000円と1,010万9,000円の減額を行っているところでございます。

その下の款 10 災害復旧費、項 5 都市施設災害復旧費、目 2 被災宅地復旧支援事業費につきましては、説明の欄の1行目でございます。被災宅地復旧支援事業補助金につきましては、申請のなかった4,960万2,000円の減額を行っております。

30 ページをお願いいたします。一番最後でございます。款 13 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費、2億1,482万5,000円の追加を行いまして、予備費の総額は5億8,961万8,000円となりました。

それで、歳出の合計額は、歳入と同額の224億9,614万1,000円といたしたところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 平成29年度の最後の補正で、専決でされていますけれども、質問いたします。

19ページの財政調整基金1億円積み立てですが、平成30年度は一時借入金も20億円か

ら 30 億円に増やしてあります。財政調整基金を今後積み立てていく必要がどの程度あるのか、ちょっと疑問に思いますが、その説明をお願いします。

その中で、最初報告の中で道路の事故関係が非常に増えていますし、今後も出てくると思っています。道路整備に回したほうがいいんじゃないかと思いますが、どういうご見解か、ご回答をお願いします。

それと同じ 19 ページですが、波野支所整備の地質調査委託料が減額になっています。地質調査は、阿蘇西小学校のときにも問題になっておりますが、ボーリングを何本して、どういう調査結果でいっているのか、ご説明をお願いします。

それと、24 ページ、土地改良の整備事業、阿蘇地区事業負担が 100 万円減額になっていますが、この説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） まず、第 1 点目のご質問にお答えをしたいと思います。19 ページの財政調整基金費でございますが、今回 1 億円の積み立てを行って、積み立てを行ったその合計の残高が約 15 億 4,000 万円ほどになります。この財政調整基金と申しますのは、いわゆる一般財源で何でも使ってよい基金費でございます。通常、災害とか発生したときに、不測の事態に備えるものとしてこういった基金を積み立てるものがございます。一般的に標準的な予算額ですね、実際の規模から申しますと、阿蘇市の額は、県内の自治体と比較しましてもものすごくこの基金費が少のうございます。財政で預かっている身から申しますと、まだまだ足りないと思っております。ですので、しばらくはこういった剰余金が出たときに積み立てを行っていかなければ、こうした不測の事態に備えることはできないと思っておりますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 波野支所長。

○波野支所長（加藤勇二郎君） 波野支所庁舎建設に伴います地質調査につきましては、3 箇所ほどの地質調査をいたしております。結果といたしましては、12m 程度まで比較的柔い地盤で、黒ボク土壌と言われておりますけれども、そういう状態にありますので、基礎杭工事を約 50 本ほどする設計にいたしております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 24 ページの 2 段目でございます。5 の農地費、負担金補助及び交付金でございます。こちらの減額でございますけれども、阿蘇 4 期ということで、17 工区、赤水付近の圃場整備でございますけれども、用水路等の再整備の事業でございます。減額理由といたしまして、災害復旧の県営事業等の調整によりまして、1,000 万円の事業費の減、事業費負担金として 10%でございますので 100 万円の減ということでさせていただいております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 財政調整基金については、交付税が 66 億円ぐらいなので、一時借入が 30 億円で 15 億円の財政調整基金で、合わせて 45 億円、66 億円あれば、まあ安心では

あると思うんですけれども、一応ある程度どのぐらいまで目標に積み立てていくのか。

それと、波野支所については、3箇所の調査で、それで大丈夫なんですか。心配しているのは、阿蘇西小学校とか、阿蘇医療センターとかですね、後から地盤がわからなかったということで追加予算が出ていますので、追加予算が出ないようにしていただきたいんですけど。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 1点目のご質問でございますけれども、先ほどちょっと言いかけたんですけれども、自治体の標準財政規模に対して大体2割ほどは財政調整基金として保有しなければいけないとは思っておりますので、阿蘇市の場合、大体その2割が20億円程度になります。ですので、当面は20億円を目指して積み立てを行いたいとは思っております。

○議長（藏原博敏君） 波野支所長。

○波野支所長（加藤勇二郎君） 大丈夫かということでございますけれども、今の時点で100%大丈夫ですということでの断言は難しい状況ではございますけれども、業者のほうからは建設規模、約300㎡の木造平屋というところでは3箇所で十分だろうと、問題は考えにくいということでは言われております。

○議長（藏原博敏君） 他に発言はありませんか。

9番、河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 同じく波野支所関係についてお尋ねいたします。

今、調査杭は3本で、50本基礎杭を打つと言われましたけれども、深さは12mですか。50本の深さは何mか。

それと、支所建設のとき、加藤支所長から外部のほう、近隣の防犯、景観上の檜木野小学校、温泉スタンド、医師住宅とか、古い施設を何か整備したいとなっておりますけれども、その整備は検討いたしましたか。

○議長（藏原博敏君） 波野支所長。

○波野支所長（加藤勇二郎君） まず、基礎杭につきましては、約12mほど比較的緩い状況だということで、12m以上の基礎杭を、約50本するようにいたしております。

支所周辺の老朽化の施設に関しましては、支所庁舎を建設した後、旧庁舎に関しましては、そのままですとゆくゆくは荒れてきて、景観上、それからまた防犯上問題が生じてくると思われます。従いまして、旧庁舎につきましては、一応解体する計画にしております。ただ、当然やっぱり予算を伴いますし、現在、解体経費、高騰しているような状況でございますので、そういった状況も見ながら、また内部で協議をしながらその辺は進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 先ほどからありましたけれども、財政調整基金あたりも必要かと思っておりますけれども、先ほど、がたがた道路の舗装をしたらとか意見が出ましたけれども、支所長ばかりじゃなくて、財政のほうにもそういう、阿蘇市にはたくさん、みんなの森とか、観光協会とか、はな阿蘇美のトイレあたりも、もう外が腐食しております。そういうメンテナ

ンスというか、計画あたりもやっぱり道路の維持と同じで、建物の整備もせなんとじゃなからうかと思っております。そういうことで、一つ提案ですけれども、上寿園跡あたりも、民間に早く払い下げて固定資産税も取ったらいんじゃないかろうかと思っております。

ちょっと触れますので、そういう財政のほうも、きれいな言葉ばかりじゃなくて、本当に計画を入れていただきたいと思えます。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 公共施設の整備に関わるご質問でございますけれども、公共施設については、各課が所管しております施設については、個別計画を立てて、将来的にどうやって維持管理をする、将来利用計画のないものについては除却する、そういった計画を立てるように指導を行っているところでございます。また、実際にかかる改修等につきましては、今のその基金の中の公共施設の整備基金というのがあったかと思えますけれども、この基金がいわゆる将来的には公共施設の改修だとか、除却に係る、そういったときに生じる費用のために現在基金を積んでいるところでございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

10 番、大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 10 番、大倉です。

29 ページの地域コミュニティの災害復旧の部分ですね。地域のお堂とかお宮とかと言われましたけれども、差がだいぶあるというか、予算との差がですね、申請がなかったとか、そこまでそででなかったとか、そういう部分の説明と、それからその下のあびかの災害復旧ですね、これもかなり差額が出ていますけれども、これのちょっと説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長補佐。

○教育課長補佐（佐藤伸敏君） 今のご質問にお答えいたします。

まず、地域コミュニティ施設再建支援事業につきましてですが、相談事項としましては 45 件ございました。ただし、どうしても実施する段階で業者さんが見つからないとか、3 月 31 日までに事業が終わらないということでこういう結果になりました。ただし、この物件につきましては、また平成 30 年度に大部分が上がってくるような形になるかと思っております。

それともう一つ、先ほどの災害復旧費、農村公園あびかの災害復旧工事についてですが、こちらは入札自体が低入札だったもんですから、こういう金額になっております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 先ほど財政調整基金の回答の中で、財政課長が公共施設管理基金のことも言われたと思うんですけども、それもちょっと心配で、そのところで総資産の何%を満たしているのか。また、減価償却は一般企業では減価償却費というのが出てくると思うんですけども、それを満たしているのか。そういったところをお聞きしたいん

ですが、大体資産総額というのは把握されていますか。積み立てた額が償却資産に対して釣り合っているか、どういう見方をされているか、お伺いします。3回目なんで、まとめて。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今のご質問でございますけれども、公共施設につきましては、1億円積んで、その1億円積んだ残高について2億8,000万円ほどになる予定でございます。この基金については、ご質問にありましたように、償却資産額について何%とかいう積み方ではございませんで、あるときに積めるだけ積むという感じで積んでおりますので、とりあえず今回は1億円と。そういう形の基金の積み立てでございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

11番、湯浅正司君

○11番（湯浅正司君） 24ページの有害鳥獣、これが914万8,000円の減になっていますが、これは予算が多くあってこういうふうになったんですか。頭数が捕れなかったんですか。

それと、大体イノシシとかシカ、何頭ぐらい捕れたか、ご説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問にお答えいたします。

まず、予算の減額でございますが、県の補助金が減額いたしております。それに伴います市の持ち出し分がございまして、その分が減額という形でございます。

それから、頭数実績でございますが、捕獲頭数については、ほぼ前年同様、また増加しておる部分もございます。イノシシの成獣が746頭、幼獣といたしまして25頭、ニホンジカが629頭、カラスが61羽でございます。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

2番、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番、竹原です。

22ページの、先ほどお聞きしましたが、環境政策費の中で、合併浄化槽の基金が、これ県の補助金が増えてこれだけ減額になったということで説明を受けましたが、今後とも県の補助金というのは増えていくのか、その辺をちょっと確認したいんですけど。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） ただ今のご質問にお答えいたします。

国県の補助金が増えた理由というのが、通常の合併浄化槽の補助であれば国県の補助金が3分の1ずつでございますけれども、通常と違いまして地震災害に対しては国が2分の1を付けるということで、結果的に増えたということでございます。

それと、全体的に件数が減ったというのは、これは地震災害、それと水害でありました嵩上げに対する補助でございますけれども、予定したよりもかなり申請が少なかったということで、大幅に減になったということでございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

9 番、河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） 23 ページの火山灰降灰対策ですけれども、20 万円ちょっと金額を減額してありますけれども、これ農家から聞けば、再生協議会あたりからも聞きますけれども、麦あたりが強酸性で作物ができなかったと。宮地、古神地区から坂梨あたりが、そう農業関係の会議で報告があります。これは、私が思うにはあまりにも少なく、予算の使い方ができなかったのかと。大体どのようにしてこの予算が立てられて、予算が減額になったかをお聞きいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） こちらの火山活動降灰地域緊急土壌矯正事業でございますが、議員おっしゃるように対象になるものの大部分が麦ということで対象品目がございました。ポイント別に土壌調査を行いまして、それぞれ基準値の高い部分については把握しておりますが、その後の土壌調査等あたりで基準値内に入った圃場もございます。また、基準値が下がっていない圃場もございますけれども、そちらのほうで予算を計上させていただきましたけれども、結果的にJAの部会のほうから申請がなかったということで、今回全額を減額いたしております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に発言がないようですので、承認第5号に対する質疑は、以上で終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第5号を採決いたします。承認第5号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。従って、承認第5号は承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。ここで、暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。11 時 15 分から再開いたします。

午前 11 時 04 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、ただ今から会議を開きます。

日程第 7 承認第 6 号 専決処分した平成 29 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予

算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 7、承認第 6 号「専決処分した平成 29 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

経済部観光課長の説明を求めます。

観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） ただ今議題としていただきました承認第 6 号、専決処分した平成 29 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算についてご説明します。

別冊 2 の 1 ページをお願いします。歳入歳出予算補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 663 万 3,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 6,236 万 7,000 円と定めております。

詳しくは 4 ページをお願いします。

歳入になります。款、使用料及び手数料、目の観光施設使用料、有料道路の収入になりますけれども、平成 29 年度は、ご存知のとおり、見学が開始できるまでの復旧工事を急ピッチでやろうということで、2 月中に工事のほうを終えております。2 月 28 日に火口見学を開始しましたが、濃霧や火山活動の活発化で、実質 3 月 1 日しか営業できておりません。その分の 38 万円、約 500 台入りましたけれども、を差し引いた 6,861 万 9,000 円を減額しております。

その下の繰入金です。繰入金につきましては、今述べましたとおり収入がございませんでしたので、特会の事業経費分につきましては、一般会計のほうから 6,195 万 7,000 円を繰り入れさせていただいております。

5 ページをお願いします。

歳出になります。款の観光施設費、目の公園道路及び売店管理費です。補正額として 337 万 4,000 円を減額しております。主なものとして、節の委託料になりますけれども、299 万 8,000 円です。ワークネットさんの分の委託料になります。人件費の減によるものでございます。1 日も早く工事を終わろうということで、ワークネットさんにお問い合わせした業務は、平成 29 年度は施設の補修と監視員の補助を行ってもらっております。減額の理由といたしましては、火口が早く開いた場合は料金徴収業務が始まりますので、それに備えた分を落としたものになります。

次に、6 ページをお願いします。款の観光振興費、目の観光振興費ですね。114 万 6,000 円を減額しております。主なものとして、節の負担金補助及び交付金です。103 万 4,000 円を落としております。ミヤマキリシマの害虫駆除ということですが、阿蘇山上のほうには平成 29 年は害虫が発生しませんでした。その分を落としたのと、東阿蘇観光開発株式会社の施設などの諸経費の残になります。

その下で予備費についても 211 万 3,000 円を減額させていただいております。

以上です。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 収入がないので赤字が出るのはもう仕方がないところですが、途中、ワークネットさんに管理を委託されたりとかしているみたいですが、大体時給いくらぐらいでお願いしているんですか。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 時給での資料は持ってきておりませんが、今の1,700万円で4名分になります。それをすみません、割らなくてははいけません。それと、1週間のうち2日間はきちんと休ませるようになっております。ですので、実質、山上に登って仕事をするのは2名から3名と、いつもですね、で回しております。4名雇用して1,700万円で雇用して、いつも2名から3名の体制というところで行いました。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

6番、菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 6番議員、菅でございます。1点だけ質問いたします。

6ページの款、観光振興費、目の観光振興費、東阿蘇観光開発の補助金、先ほどの説明では設備管理費と説明を受けましたが、その設備管理費の内容をお聞かせください。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 施設は、今、運休している状況でございます。もし何か安全対策とかがいる場合の維持に関する施設管理でございます。毎年準備はしているものの、落としている状態でございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に発言がないようですので、なければ承認第6号に対する質疑は、以上で終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第6号を採決いたします。承認第6号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。従って、承認第6号は承認することに決定いたしました。

日程第8 承認第7号 専決処分した平成29年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第8、承認第7号「専決処分した平成29年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） ただ今議題としていただきました承認第7号、専決処分した平成29年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について説明をいたします。

別冊3の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,917万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ6億3,546万6,000円といたしております。

3ページをお願いいたします。繰越明許費補正でございますが、下水道事業費につきましては、工事の進捗実績によりまして5,373万5,000円を減額いたしまして、1億2,303万4,000円といたしております。

次の4ページをお願いいたします。地方債補正でございますが、下水道事業の限度額1億1,430万円及び災害復旧事業の限度額1,590万円につきましては、事業の実績、精査によりましてそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

歳出の主なものでございますけれども、下の表の款2事業費、目1下水道事業費につきましては、民間開発延期に伴う下水道整備の時期の見直し、それと事業実績によりまして節の13委託料、節15工事請負費、節22補償補填及び交付金、それぞれ合わせまして3,451万7,000円を減額しております。これらの事業実績及び精査によりまして、歳入歳出予算の合計を既定の額から3,917万5,000円減額いたしまして、6億3,546万6,000円といたしております。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第7号を採決いたします。承認第7号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。従って、承認第7号は承認することに決定いたしました。

日程第9 承認第8号 専決処分した平成29年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第9、承認第8号「専決処分した平成29年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○**財政課長（山口貴生君）** ただ今議題としていただきました専決処分した平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について説明をいたします。

別冊 4 をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。はじめに第 1 条でございますが、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第 1 表繰越明許費によります。

2 ページをお願いいたします。款 4 水道管理費、項 1 水道管理費、事業名は簡易水道本管敷設替え事業でございます。この敷設替え事業につきましては、古城財産区では県道内牧坂梨線の道路改良工事に合わせて老朽しました水道管の敷設替えを行っております。平成 29 年度も 200 万円の工事について、管工事の請負工事契約を締結したところでございますが、県の道路改良工事が遅延したことによって、管の敷設工事自体、工事に着手ができませんでした。ですので、この全額について、平成 30 年度に繰り越すものでございます。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○**議長（藏原博敏君）** これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**議長（藏原博敏君）** 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**議長（藏原博敏君）** 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第 8 号を採決いたします。承認第 8 号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（藏原博敏君）** ご異議なしと認めます。従って、承認第 8 号は承認することに決定いたしました。

日程第 10 報告第 4 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○**議長（藏原博敏君）** 日程第 10、報告第 4 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○**財政課長（山口貴生君）** ただ今議題としていただきました報告第 4 号、平成 29 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

議案集の 75 ページをお願いいたします。

はじめに提案理由でございますが、本件は繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により繰越計算書を調整

し、報告するものでございます。

内容につきましては、76 ページをお願いいたします。76 ページが繰越計算書の表になります。左から款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、右の4列につきましては、繰越額の財源内訳となっております。

一つ例に取って説明をしたいと思えます。一番上の款の農林水産業費、項の農業費、事業名、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金、金額7億8,499万2,000円につきましては、平成29年度1億6,413万円の支出を行いましたので、残りました6億2,086万2,000円につきましては平成30年度へ繰り越すものでございます。この6億2,086万2,000円の財源内訳が、国・県支出金が4億8,050万4,000円、一般財源が1億3,735万8,000円となるところでございます。

その他につきましても、今申しましたような見方でご覧いただけるとよろしいかと思えます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 明許繰越と思えますけれども、土木費の中に道路新設改良事業費となっておりますけれども、俗に言うあの病院線ですね、病院線がもうずっと時間がかかっておりますけれども、どのような状況で、繰り越してあるわけですか。それをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 現在、繰り越しております。横断暗渠の工事を今施工中でございまして、若干資材の調達に時間がかかっている状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

3番、岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 3番、岩下です。

あの看板を見ましたら5月31日に完工するようになっておりました。しかしながら、31日に行きましたけれども、まだ通れない状況でした。

それから、この予算というのは、私も明許費になっているようですが、たしか平成28年12月に再度予算を付けたので、今年度は事故繰越かなと思っていましたけれども、そこら辺のところをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 先ほど説明しましたとおり、市立病院線の材料の手配に1箇月ほど期間がございまして、現在工期の変更を行っており作業を進めているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 土木部長。

○土木部長（阿部節生君） 先ほど言われました予算の件につきましてはですが、平成28年度に付けた予算は保証の予算でございまして、補償契約をやり直しまして、補償契約

は年度内に完了しております。現在の工事につきましては、平成 29 年度の工事予算でやっておりますので、明許繰越ということに今回なっております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第 4 号は、これで報告を終わります。

日程第 11 報告第 5 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第 11、報告第 5 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今議題としていただきました報告第 5 号、平成 29 年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

議案集の 77 ページをお願いいたします。

はじめに提案理由でございますが、本件は事故繰越に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により繰越計算書を調整し、報告するものでございます。

繰越計算書の中身につきましては、78 ページをお願いいたします。左から款、項、事業名、支出負担行為額、左の内訳、支出負担行為予定額、翌年度繰越額、左の財源内訳となります。

一つ例に取りますと、款の農林水産業費、項の農業費、事業名、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金につきましては、平成 29 年度の支出負担行為額が 16 億 9,525 万 6,000 円でございます。このうち支出済額については 14 億 4,419 万 6,000 円、支出が終わっていない支出未済額については 2 億 5,106 万円でございます。この支出未済額に加えて、平成 30 年度に支出負担行為の予定があるもの、この金額が 2 億 17 万 4,000 円でございますので、支出未済額と支出負担行為の予定額を足した 4 億 5,123 万 4,000 円が平成 30 年度の繰越額となります。この財源内訳が 4 億 5,123 万 4,000 円のうち国・県支出金が 3 億 6,139 万 9,000 円、一般財源が 8,983 万 5,000 円となるところでございます。

その他につきましても、今のような見方でご覧いただけるとよろしいかと思えます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9 番、河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） 畜産酪農収益ですね、この事業についてお尋ねしますけれども、問題のクラスター事業だと思いますけれども、2 億 3,000 万円、これが酪農関係と和牛関係、例の問題になっている 10 件ですね、これの予算の内訳をまずお願いいたします。予算の区

分ですね、酪農と和牛。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問にお答えいたします。

3段目の2億3,000万4,000円の畜産クラスター事業分でございます。阿蘇地域畜産クラスター協議会分でございますが、こちらのほうは俗に言う肉用牛の分でございます、補助金ベースで9,927万6,000円でございます。

それから、酪農関係の協議会分でございます、5件の1億3,072万8,000円の補助金の内訳となっております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） クラスター事業の分を、ちょっとここに資料を持っておりますけれども、1億4,900万円がはじめの計画だったと思うわけですね。例の問題の1牧場については、減額されていると思っておりますけれども、減額がされているわけですか。私は当初、吉良部長にも言っておりましたけれども、減額するなら減額修正を議会に提出すべきだと私なりの財政の見方からすれば思っておりましたけれども、減額補正せんでもいいわけですか。まずは、それをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 会計と予算に関わることでございますので、私のほうからお答えしたいと思います。

自治体の会計というのは、一般会計、特別会計にかかわらず、単年度会計というのが原則でございます。当然、当該年度に予算計上したものは、当該年度に支出を終わらなきゃならないという大原則があるんですけども、実際には、その歳出の経費の性質上、または予算成立後の事由によって、当然当該年度に支出が終わらないものも出てきますので、そういったものについては繰越明許費として予定して、翌年度に繰り越すこととなります。今、議題となっております事故繰越については、当該年度に支出負担行為が終わったものについて、繰越明許費以外のものを事故繰越とするという規定があつて、通常、繰越明許費がその繰り越した年度に終わらないときに事故繰越として3年度目に繰り越すこととなります。予算についても、単年度主義でございますので、議会に諮るこの審議というものも当該年度分だけ審議を行います。ですので、繰越明許費または事故繰越として明らかになった前会計年度の次の議会、つまり今回の6月議会のときに、報告の議案として提出し、審議じゃなくて報告を行うものでございます。ですので、繰り越したもののとか、事故繰り越したものは、当然予算としては残っているわけなんです。ですので、この結果については、その予算を執行した、執行しなかったということで、その年度の決算書を見ていただく以外にないと思いません。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 財政的にわかったような感じもいたしますけれども、要は裁判を、提訴を受けている5,000万円ちょっとですけれども、これはもう予算計上してないということですね。提訴だったろうと思っておりますけれども、関連ですけれども、裁判費用なんかはどが

んなつとですか。予算計上、追加議案で出るのかどうかを、まず提訴されて弁護士費用あたりが予算化してありませんけれども、今議会中に追加するのかを、まずは関連でお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 2点目の裁判費用の予算計上の件でございますけれども、通常、こういった場合というのが、その議会で間に合うようなタイミングであれば当然予算計上いたしますけれども、そういった間に合うような時期ではございませんので、予備費対応となります。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 補助金のお話をご説明させていただきたいと思います。今、法人分の5,000万円強の補助金相当額でございますけれども、今回の事故繰越計算書のほうには除外をいたしております。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 今のにちょっと付け加えます。先ほど事故繰越の中で説明したと思うんですけれども、繰越明許費として翌年度に繰り越しますが、その繰り越した年度に支出負担行為が上がったもののうち事故繰越となったものを今回報告するものでございます。ですので、5,000万円については繰越明許費で上がったその繰り越しの年度のときに支出負担行為がなされてないと思います。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 今の財政課長の説明の内容はおかしくて、私が考えるに、予算というものは議会で上げて、私たちが議決して成立するものです。事故繰越、繰り越しあたりは、事業が終わったものは、それは当然繰り越さなくて上げなくていいんですけれども、今回の件については事業が終わっていません。問題も片付いていません。その中で上げるんだったら、一緒に事故繰越として上げるのが正当であるし、もし方針の変更があるのであるならば、何らかの形で議会にかけて審議を経ないといけないと思います。それで、今回は報告だけで終わらせようとしていますが、それはちょっと執行部としてやり方がおかしいんじゃないかと思っておりますけれども、議会のあり方、やり方について、お答えできる方がいたらお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今のご質問の件でございますけれども、こういった繰越明許費だとか、事故繰越については、提案理由にもありますとおり、地方自治法の施行令に基づいて事務を行っております。施行令の中で報告するとなっておりますので、こういった提案を行っているわけです。予算の審議自体は、繰り越す前の当該年度で十分な審議がなされておりますので、事業自体については議会の承認は当然得ているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） そう言われますけれども、予算審議の中で説明された内容と実際の動きと結果が違いますので、その中については議会に諮る必要があるんじゃない

かということを行っているんですけれども。

○議長（藏原博敏君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） 予算の計上のやり方ということについて、ちょっと補足させていただきたいと思います。予算を審議していただくのは、基本的には当該年度ということになります。このクラスター事業については、平成 28 年度の補正予算で計上されております。それで、平成 28 年度に議会のほうで審議されておまして、平成 28 年度の予算の中で繰り越しということで、繰り越しの限度額までが議決事項になります。それから先については、先ほど説明がありましたように、それをどう使ったかについては、もう決算でしか見ることはできません。それから、事故繰越については、更にその翌年度に繰り越すということで、繰り越しをしたけれども、それでもまだ終わらなかったということについては、事故繰越ということになります。この事故繰越につきましては、基本的に言うと明許繰越については少なからずとも予算書の中で使えないから繰り越しますということで議会の承認を得るわけですが、事故繰越に関しましては、基本的に言うと前々年度の予算ということでございますので、自治法の規定によりましては、この事故繰越計算書を議会に報告しろということとで完結するような形になっております。結果につきましては、決算書の中でしか確認ができないということになっております。

それから、クラスター事業につきましては、今回の分につきましては、当初から機会あるごとに議会の皆様には全員協議会を開いていただきまして、その経過につきましてはその都度報告させていただいてきたと思っております。議案として出すような議案の形式も、いわゆる予算でもない、議決事項でもないということでございますので、議案として審議するような議案として成り立っていないということで、全員協議会の中で報告させていただいたところでございます。

以上になります。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 全員協議会というのは、要は報告の場であって、審議の場ではないんですね。今回のこの問題についても、いこいの村の問題についても、議会の議決を経ないでやって問題が起きております。私たちの意見を執行部が尊重していただくのであるならば、全員協議会で活発な意見を言わせていただいて、それをくみ取っていただきたいと思うんですけれども、今の現状としてはただの報告で終わって、それをやりますということで、議員が議決あるいは意見を申し上げる機会が非常に少なく、結果、悪い結果が出ていると思います。そういった中で、ぜひ全員協議会で説明しますというのであるならば、全員協議会の場をもうちょっと充実させて、その意見を、議会重視という言葉がありますが、尊重していただきたいと思いますが、今後について、このことについてもそうですけれども、その意見についてどう思われますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） これは、議会運営上の話でしょう。そしたら、議運のほうで検討させてもらいたいと思いますが、執行部から何かお考えがございませうか。

今、谷崎議員からのお話は、議運のほうで全協のあり方ということで審議をさせていただ

きます。

他に質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第5号は、これで報告を終わります。

日程第12 報告第6号 平成29年度阿蘇市古城財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第12、報告第6号「平成29年度阿蘇市古城財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今議題としていただきました報告第6号、平成29年度阿蘇市古城財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

議案集の79ページをお願いいたします。

はじめに提案理由でございますが、本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調整し、報告するものでございます。

計算書の中身については、80ページをお願いいたします。理由につきましては、先ほどの承認第8号の古城財産区の補正予算で説明しましたとおり、平成29年度に予定しておりました200万円の管の敷設替え工事ができませんでしたので、平成30年度に繰越明許費として200万円を繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第6号は、これで報告を終わります。

日程第13 報告第7号 平成29年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第13、報告第7号「平成29年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） ただ今議題としていただきました報告第7号、平成29年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明いたします。

議案集の81ページをお願いいたします。

提案理由でございますけれども、本件は繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調整し、報告するものでございます。

次の82ページをお願いいたします。繰越明許費繰越計算書でございますけれども、下水道事業費の繰越額1億2,303万4,000円につきましては、黒川及び内牧地区の管渠舗装復旧工事、それと汚水中継ポンプ場の耐震詳細設計を繰り越したものでございます。管渠舗装復旧工事については6月、それから耐震詳細設計については9月に完了予定でございます。

下の欄の下水道施設災害復旧事業費の繰越額1,600万円につきましては、管渠汚水災害復旧の被災事業でございます。これにつきましては、既に5月に竣工しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第7号は、これで報告を終わります。

日程第14 報告第8号 平成29年度阿蘇市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第14、報告第8号「平成29年度阿蘇市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） ただ今議題としていただきました報告第8号、平成29年度阿蘇市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告についてご説明いたします。

議案集の83ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、本件は事故繰越しに係る歳出予算の経費を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により繰越計算書を調整し、報告するものでございます。

84ページをお願いいたします。事故繰越し繰越計算書でございますけれども、繰越額の3,340万2,000円につきましては、平成28年度の災害で平成29年度へ繰り越しておりました国道212号、内牧交差点付近の下水道の復旧工事でございます。推進工法の変更、それと地下障害物等の影響によりまして、平成30年度へ繰り越しとなったものでございます。なお、本工事につきましては、既に5月に竣工しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第8号は、これで報告を終わります。

日程第 15 報告第 9 号 平成 29 年度阿蘇市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第 15、報告第 9 号「平成 29 年度阿蘇市水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を議題といたします。

水道局水道課長の説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（浅久野浩輝君） ただ今議題としていただきました報告第 9 号、平成 29 年度阿蘇市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明いたします。

議案集の 85 ページでございます。

本件は、建設改良費に係る支出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により繰越計算書を調整し、報告するものです。

計算書は、86、87 ページになります。

86 ページです。阿蘇市水道事業会計予算繰越計算書。建設改良費の繰越額、款、上水道事業資本的支出、事業名、災害復旧事業です。予算計上額 2,000 万円、翌年度繰越額 2,000 万円、繰り越し理由といたしまして、本復旧導水管を添架する県道橋災害復旧工事が繰り越しとなったためです。場所は、的石の黒川河川に架かります大正橋の工事でございます。

続きまして、87 ページです。建設改良費の事故繰越額、款、上水道事業資本的支出、事業名、災害復旧事業、予算計上額 2 億 4,200 万円、翌年度繰越額 300 万円、繰り越し理由、配水管本復旧工事と同時施工となる市道災害復旧工事が繰り越しとなったためです。場所は、内牧 1 区木村塗装前の陥没した市道でございます。

続きまして、款、簡易水道事業資本的支出、事業名、災害復旧事業、予算計上額 8,500 万円、翌年度繰越額 2,500 万円、繰り越し理由といたしまして、本復旧送水管を添架する市道橋災害復旧工事が繰り越しとなったためです。場所は、的石区の黒川河川に架かります下鶴橋の災害復旧工事でございます。

説明につきましては、以上でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第 9 号は、これで報告を終わります。

お諮りいたします。午前中の会議をこの辺で止めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後 1 時から再開をいたします。

午後 0 時 00 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、ただ今から午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

日程第 16 議案第 45 号 阿蘇市畜産環境保全に関する条例の制定について

○議長（藏原博敏君） 日程第 16、議案第 45 号「阿蘇市畜産環境保全に関する条例の制定について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） ただ今議題としていただきました議案第 45 号、阿蘇市畜産環境保全に関する条例の制定について説明させていただきます。

議案集の 88 ページでございます。これにつきましては、全協でもお話しさせていただきましたが、目的といたしまして、豊かな自然の恵みを実感しながら暮らすことのできる市民の健康で文化的な生活の実現を目指して、畜産環境の保全について、阿蘇市の基本的な考え方を定め、事業者の責務等を明らかにすることにより、地域と畜産の共存、地域に根ざした畜産の振興を図ることを目的としております。

全部で 12 条ございますが、廃棄物処理法の規定によります、ここで、第 4 条のほうで 1,000 t 以上ということで記載しております廃棄物処理法上の、大量に排出する事業者ということで、第 8 条から 11 条までを規定しております。それ以外の事業者につきましては、第 6 条までで終わるということで、紛争が生じたときは、その解決に向けて事業者にも誠意を持って対処していただきたいということと、1,000 t 以上の事業者の方に対しましては、第 8 条からでございますが、事業者は畜舎等を建設しようとするときは、あらかじめ市長と協議をしなければならない等から始まりまして、協定の締結等も視野に入れております。また、これをもって申請していただく分につきましては、この分を、市長はこれに対して必要な助言及び指導、資料の提出を求めることができると第 8 条でしております。また、同条で、阿蘇市環境審議会の意見を求めることができるとしております。それと、今申しました協定の締結につきましては、第 9 条でございます。人の健康または生活環境の保全のために、地域住民と事業者が協定を締結することが特に必要であると市長が認めるときは、事業者に対して協議を求めることができる。それと、第 11 条になりますと、事業者が住民説明会を開催しないとき、市との事前協議に応じないときは、市の指導、住民との協定の締結に係る協議に応じないときは、市のほうが勧告することができるとしております。また、同じく事業者が勧告に応じないときは、公表することができるとしております。ただ、現実にこの条例につきましては、事業者の適切な事業活動を制限するものではございません。畜産の振興を図りつつ、住民の方々の生活環境も守っていくことで、阿蘇は畜産のメッカでございます。それを否定することはございませんが、ただ、経営していく中で地域の情勢も図った中で振興していくという趣旨のものでございます。これにつきましては、農業団体の方にもお話しさせていただいておりますが、ただ今後、総会等の席に参加いたしまして、対象の方に積極的に周知を図っていこうと思っております。

説明は以上でございます。ご審議、よろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。議案第 45 号から議案第 58 号までの質疑は、ご承知のように

会期中の日程に従い、各常任委員会に付託をされます。従って、自己の委員会の件についての質疑はご遠慮いただきたいと思えます。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

17番、古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 17番、古木です。

この条例案は、今回の件があって、今回の問題があって、こういう条例案をつくるということですね。これは、糞尿の発生量が1,000t以上と書いてありますが、これは頭数とかは明記しないでいいわけですか。どこかで確認ができるわけ。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） この分につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理法に規定する多量排出業者ということで、畜産経営での目標は乳牛50頭、肉業100頭、豚500頭、鶏2万頭とされておりますので、こちらあたりの頭数が変わりますと、規定が変わりますとその都度改正の必要がありますので、その法律に規定しております1,000t以上ということで統一しております。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） そういうように基準があろうかと思いますが、例えばニワトリでも1万9,999頭ならいいわけ。牛でも、乳牛でもですよ。その辺はどうなりますか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） おっしゃるとおり、ぎりぎりマイナス1頭とか1羽の場合はそれがございまして、ただここにしております、それ以外の、要するに排出量1,000トン未満の方についても、お話しはできると思えますので。それと、1箇所で行われる場合も、それ以外の方も、事業者なり、その個人なりがする場合は、合わせて計算することもできますので、なかなか99頭で寸止めされる方も、もしやいらっしゃるかもしれませんが、そのときは現状に合わせてご相談させていただきます。そういうことになります。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 悪く考えれば、私が事業者ならばそうします。後々またもめごとが起こらないように、その辺はしっかりやってください。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

古澤國義君。

○15番（古澤國義君） この89ページの3番目ですね、事業者は、環境などの配慮の方策についてということでございますけれども、地域住民説明会はしますね。そのときに、地域住民が何名以上出席でいいの。例えば、参加者が来なくても事業者が承諾を得ましたよと言って市長に答申すればできるのか。やっぱり、この点が一つの問題じゃないかなと思っております。今までがそういうことで、後から問題が起こってきているんですよね。ですから、このところが一番大事なところだと思いますので、もしそういうことの説明会をするなら、やはり農政でもどこでも立ち会うという方策を採っていただかんと、後からの事後報告だけでは、ちょっと疑義を感じると思っております。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 基本的に、そういう場合は区長様も入っていらっしゃると思いますが、私どもも積極的にそちらのほうには参加させていただいて、状況を確認するなり、見るなりすることができるようにしたいと思います。基本は、事業者さんが地域で説明会されるとは思いますが、私どもも情報が入りましたら、事業者様と区長様とご相談してのことになると思いますが、そういう形で入っていきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

19番、井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 19番、井手です。

ここにいろいろと頭数とか、あるいは量とか、排出物の量とか決めてありますけれども、これはこれとしてぴしゃっと今から畜産業界に守ってもらわなくてはならないと思っておりますが、やはり今から梅雨時期に入りますし、この頭数関係なしで、非常に垂れ流しじゃないけれども、堆肥の汁とか尿とかが道に流れたりするところはかなりあるとですよ。非常にそこら辺が、経済部はわかっておられると思っておりますけれども、そこら辺の指導もしていただきたいと思っております。私も何人かに言いました。堆肥の汁が道に流れ出して、やっぱり乗用車なんか非常に嫌う人が多かったですよ、臭いが付いてまわるけんですね。やっぱり頭数に限らず、そういう悪質な畜産業には、ぜひそういう指導もしていただきたい。先ほど言われましたように、阿蘇は畜産、それを振興していかなくてははいけませんので、よい方向には進めていただきたい。悪い方向には、指導もしていただかなければ、非常にいろいろな意見を聞きます。そういう臭いがするとかですね。ぴしゃっと管理すれば、臭いはしないと思っておりますので、そこら辺はお願いをしておきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） ただ今も、近隣の住民の方からご苦情があった場合は、担当のほうが行っておりますので、その点も併せて注意するように指導したいと思います。お話があった場合は、すべて担当なり、課長のほうと一緒に出向いておりますので、その辺のところで指導しているところでございますが、どうしてもこれから梅雨時期になると、堆肥舎からの汚水と申しますか、そういうのも発生しやすくなってきますので、そこら辺も併せて見に行きたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 18番、田中則次君。

○18番（田中則次君） 18番、田中です。

先ほどJAとか、畜協、そういうことで協議を申し上げるということですけど、これをつくれる前に事前の協議はありましたでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） これに併せまして、事務担当者のほうとは話をしているような状況でございます。それと、課長のほうでその事務担当と話しているところでございまして、今後、更に、先ほど申しましたように、総会のほうで、ただ、今回の畜産クラスターの件もありますが、そういう団体の方も大体の件については納得していただいているものと思いま

すし、あえてこの部分については、畜産業が今後繁栄と申しますか、活発にできるような形で地域との連携した中で環境を守るというお話でございますので、これについてお話ししたとき、反対というお声はなかったような次第でございます。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君。

○18 番（田中則次君） 今、畜協にはいろいろ事務的な手続きはされたと思いますが、いわゆる事業者であるところのそこら辺の周知を徹底していただけるように、総会でも開いていただいて周知をしていただけるようにお願いします。

それと同時に、このような規約がつけられております。拘束力が非常に弱いような気もしますが、単に建築許可とか出てきた場合は、それを差し止めることはできますか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 当然、これにつきましては、住環境課と農政課、農業委員会も絡むと思いますが、すべて三者と申しますか、3 課揃いますので、ここの中で市長に事前協議をするものとするところがございますので、そもそもそれを前提としてやっておりますし、この中で勧告という、第 11 条でございますが、勧告ということでやってくださいということをお願いしますし、もう一個、最後のほうに公表という部分がありますので、公表につきましては、意味といたしまして、広く世間に発表するというところがございますので、何とか様なり、何とか業者さんのほうについては、全然こういうことをされておられませんということを発表するような内容になっておりますので、抑止力的にはそこまで明記した形でやっております。

○議長（藏原博敏君） 経済部長、失礼します。議員からは、建築許可の縛りのお尋ねがあつておりますので、建築をするときに規制とかの縛りがどうなっているかということをお答えいただきたいと思います。建築許可です。

農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） お答えさせていただきます。

建築基準法、法令でございますけれども、関係法令については、それぞれの関係法令の罰則規定等々が適用になるかと思っております。今回、条例制定させていただいておりますけれども、関係各課のほうと情報を連携した中で、そういった建設計画、増築計画等を把握させていただきまして、こういった、廃棄物処理法に基づきます多量排出事業者の畜産経営の頭数を目安とした形で今回の条例を適用させていただきたいと思っております。

それと、今回の条例でございますが、施行期日といたしまして平成 31 年 1 月 1 日から施行するという形で定めさせていただいております。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君。

○18 番（田中則次君） 建築基準法についての問題じゃないんですよ。要するに、建築基準法の話をしているんじゃないじゃなくて、建築基準法に基づいて建設許可を下ろされますかということですから、私がほしいのは、やっぱり農政課としてその辺が出てきたときに、所内の連携を深くとって、建設許可を下ろすことをするのか、しないのかということをよく協議をしていただきたいということを私は言っているんです。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 失礼いたしました。説明不足でございます。

他法令の部分の調整でございますが、先ほど部長のほうから説明いたしましたとおり、協議の終了という項目を設けさせていただいております。この協議の終了という部分については、協定の締結でありますとか、地元説明会の合意ができた時点で協議が終了するというところでございますので、建築基準法のそういった部分も、他法令の部分も、その辺で十分地域との調整が図られておれば協議の終了という形になりますので、それについては十分地域との理解の醸成ができたものとみなすことによりまして、今回の、ここに設けております協議の終了ということで定めさせていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 19番、井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 19番です。

今、田中議員の質問とかぶりますけれども、例えば畜舎を建てる場合、隣接の許可が要るのか、要らないのか。これは、頭数に限らずという失礼ですが、昔から前に牛がおったから今から牛飼うけんと言って飼っても私は別に問題ないと思っておりますけれども、集落の民間の近くに50頭も100頭も飼わんでも、10頭、20頭飼うという場合に、畜舎を建設して建てる場合、隣接の許可が要るのか。今後どのようにしていくのか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 通常、これまで生業でされる部分もでございますが、少しでも自分の住んでいらっしゃる行政区と違うところにあるときは、ほぼ今は区長様とかには申請はされております。そういう中で、今後、非常に今まで違って、農家あたり件別に牛がおるわけではございませんので、ハエとか臭気には敏感になられておりますので、そのところは今回の条例も含めて、建てられるときは、何らかの申請が農政課のほうにも上がってこられますので、いちいちその分については区長さんとの合意を取ってくださいとかいう説明はやっております。これまでもやってきたところでございます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 区長さんの許可というか、証明もいるかもしれませんが、やはり私は隣接の人ですね、今、部長が言われましたように、今、畜産する人も減ってきておりますけれども、新たに建てる場合とか、馬屋を増築して牛を養うとかいった場合、隣の人からちょっと止めてくれと言われた場合、極端に言えばどげんなるのかと。それは、もう許可が要るのか、要らないのか。区長さんは印鑑押したばってん、隣の人が止めてくれと、牛の子、放したときにはモーモー泣いてどうもこうもないと。極端に言えばですね。そういう例があるわけですね。そこら辺が私は畜産振興に対して、非常にやるかもないという農家が出てきはせんかなと思っておりますし、できるならですね、やはりそういう許可を取ってやるということも必要ないとじゃないかなと思っておりますし、50頭も100頭も飼うような人は、やはりそこら辺はぴしゃっとした形を取らにやいかんばってんが、そこに10頭、20頭ぐらいの人が、区長さんの印鑑はもろうたばってん、隣の人が反対するけん、もうどうもこうも、わしは牛ば養いたかったばってん、でけんごたると。そういう場合は、どのようにになりますか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○**経済部長（吉良玲二君）** この条例でまいりますと、第8条からは大規模になります、それ以前の分については、事業者の責務ということで、第6条でございますが、公害を未然に防止し、畜産環境を自己の責任と負担において必要な措置を講ずる義務を有すると。また、事業者がその事業活動において、畜産環境の問題に係る紛争が生じたときは、その解決に向けて誠意をもって対処しなければならないということを規定しておりますが、当然、この件については農政課のほうにもお話が来ると思います。その場合も、間を取るという話じゃないですけど、このような措置を取られれば、畜舎を建ててもいいとか、悪いとかいう話になると思いますので、今回、条例を設けましたことにより、農政サイドのほうも積極的に出向いていくような形になると思います。結局、事業者の方のあれと周囲の方の意識は全く異なることがあるだろうし、そういうことは、このような措置をしたらよろしいんじゃないかという助言等もできると思っておりますし、そういうことも念頭において活動していきたいと思っております。

○**議長（藏原博敏君）** 他にありませんか。

竹原祐一君。

○**2番（竹原祐一君）** 2番、竹原です。

今までのちょっと話を聞いたら、これ勧告というのか、事前協議終了通知書ですね、それが出ていなければ建築確認が下りない、そういう話なんですけど、ただ今49頭の小規模な牛舎の場合、今の部長の話では、協議を進めると。指導もしていく。それで、なおかつ聞かなかった場合、協議に応じなかった場合、その場合は罰則規定というのがこの中では見られませんけど、その辺はどういう対処をされるんでしょうか。

○**議長（藏原博敏君）** 経済部長。

○**経済部長（吉良玲二君）** この条例でいきますと、第8条からは、先ほど申しました大規模なやつ。今、議員がご質問になったのは、大規模排出じゃなくて小規模か中規模の排出の事業者のなると思います。ただ、その方につきましても、いろんな苦情があれば何らかの、臭いとかハエの対応をしていただかなければなりません。だから、この市長に書類提出する等については大規模な方ですけれども、それ以外の方についてはこういう書類は必要ございませんが、農地法云々で話がありますので、その場合は、行政はよく区長様のほうにお願いするんですが、区長様のほうにお願いして、それでも紛争といいますか、問題が発生した場合は、それをどのようにして解決するかという部分については、農政課のほうも入って、こういう処理法があるとか、当然50頭も60頭もなると堆肥舎のほうはつくらなければなりませんし、そういう形でご指導できるかなと思います。極端に言いますと1頭でも反対される方はいらっしゃるし、ただ、条例の中で決めますのは、そういう細々なところまですべては書いてございませんので、通常でしたら、今、同一地区の中でされとる分については、以前から畜産業を営まれている方だと思いますので、地域との何らかの合意形成はあるものと考えております。それにつきましても、農政課に入って関わりを持たせていただいて、解決に向けて動きたいと思っております。

○**議長（藏原博敏君）** 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 農政課がその間に入って解決するのであれば、今までのクラスター事業も解決しとるはずです。解決してないから、こういう条例をつくらなあかんという形になっとるんでしょ。そうであれば、同じつくるのであれば、詳細に規定をして、なおかつ罰則も付けて、そういう条例をつくる必要があると思うんですけど。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 基本的に私ども農政のほうは、うまく振興を図っていかうところで考えております。罰則そのものは他の上位法も、廃棄物処理法もございますし、その中で何とか共存を図ろうという中でやっております。そら罰則つくったら、はっきりいって畜産業は成り立たない部分もあると思います。その中で、何とか地域の事業者の方と地元の方が一緒になって共存できるような方法を考えとるわけでございまして、じゃ罰則ただけで畜産業をやられる方がいなくなったり、またやりにくくなった場合が、これは何のための農政課かわかりませんので、そういう形であま一緒に地域の中でできないかということを探しておるような状況です。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） その考え方というのはおかしいと思うんですよ。住民と業者が共存共栄、それはあくまでも業者もある程度のペナルティを負う。しかし、住民がそのペナルティを負うことはおかしいんですよ。ということであれば、業者自身の規制をある程度厳しくすべき、そう私は思いますけど。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 私は、住民の方にペナルティを課すとは言ってないつもりでございます。事業者の方にこのような形でやっていただきたいという話をしておりまして、住民の方がペナルティを負う部分については、発言してないと思います。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 17 議案第 46 号 阿蘇市行政区設置条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 17、議案第 46 号「阿蘇市行政区設置条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案集の 92 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 46 号、阿蘇市行政区設置条例の一部改正についてでございます。

まず、提案の理由です。本件につきましては、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

93 ページ、新旧対照表をお願いします。第 6 条といたしまして、新たに区長の守秘義務を追加いたしております。区長は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退

いた後も、同様とする。背景といたしましては、平成 28 年 1 月からはマイナンバー制度の運用も開始されております。個人情報保護に対する意識の高まり、非常に高くなってきておりますので、個人情報を多く扱う可能性がある区長さん方に対しても、この設置条例の中できちっと明記を行いまして、守秘義務を課すものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） この条例を追加するというのは、何か問題が起きたわけではないんですよね。

それともう一つ、区長さんに守秘義務の内容ですね、これは守秘義務のあるものです、ないものです、一つ一つ教えることはできるんですか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

問題がありましたかというお話なんですけれども、今現在、毎年、初盆名簿でありますとか、そういったものを取り扱っております。また、今般、介護の見守り等、非常に区長さん方々がそういった地域の方々と直接名簿的な形を扱う。それから防災上も自主防災組織、または要援護者とか、そういったところと密接に関わってくるということで、非常にその部分が大きくなってきておりますので、その点がございまして、区長さん方自身が私たちがあなたに情報を出していいのというようなことがあった際に、私たちはやはりこの市の条例にこういった形で出しちゃいけないことになっていると。今は、その部分がないということとございまして、それを後ろ立てしますというか、そういった形で今回、条例化を提案させていただいているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 最近、区長さんも任期が 2 年でよく変わられますので、なかなか慣れてない方がなることが多いと思います。そういった中で、この情報は出したらいけないとか、機会があるたびごとに教えていただいて、逆にいうと個人情報保護に関する私たちの常識的な考え方が法律とちょっと違うようなことも聞きますので、出していい名簿は出していいと思うんですけれども、そこらあたりもきちっとおさえていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 災害時とかは、特に人命を守るとかいった部分については、当然そういった名簿についても出していい情報という形になります。実際のところ、職務上仕入れた情報ですね、特に個人の情報でありますとか、いろんな業務をするにあたって、我々行政との相談を行っていく場合もございまして。そういった、まだ意思決定の過程である情報でありますとか、そういったものは出しちゃいけないということにつきましては、区長会の初任になられた際の研修も行ってきている部分でございまして、また今後とも、そういった形で研修のほうも充実させていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 18 議案第 47 号 災害による被害者に対する阿蘇市税の減免に関する条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 18、議案第 47 号「災害による被害者に対する阿蘇市税の減免に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案集の 94 ページをお願い申し上げます。議案第 47 号、災害による被害者に対する阿蘇市税の減免に関する条例の一部改正についてであります。

提案の理由といたしまして、本件は、地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律及び農業災害補償法の一部改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うものであります。

95 ページ、96 ページの新旧対照表をお願い申し上げます。

まず、第 2 条の第 2 項になります。右側の控除対象配偶者、この言葉が税法の改正に伴いまして同一生計配偶者に変更になります。これにつきましては、平成 31 年 1 月 1 日からの適用となってきます。

96 ページをお願いします。

第 3 条におきまして、農業災害補償法、この文言につきましても、上位法であります地方税法等が農業保険法に変更になりましたので、改正に併せまして、阿蘇市の条例の改正を行っているところであります。

その他、条例の条項番号等が変更になっている分につきましても、調整を行っております。

以上、ご審議をお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 19 議案第 48 号 阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 19、議案第 48 号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） それでは、議案集の 97 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました議案第 48 号、阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部改正についてご説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

内容といたしましては、隣の 98 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、本条例は上位法の改正に伴いまして、所要の改正を行っております。

まず、第 10 条の第 3 項、第 4 号につきましては、これまでは平成 21 年度から導入されました教員免許制度の、それに基づく免許の更新、これを行ったものでなければなりませんでしたが、今回の改正後は教員免許を取得したもの、これは免許の更新とか、講習とか、受講とか、それから終了しなくても、また免許の有効期限が経過しているものであっても、支援員となることができるよう要件が改正されたものでございます。

次の対照表の一番下になりますが、第 10 号の追加につきましては、今までは最低でも高等学校卒業以上が必要でございましたものを、中学校卒業でありまして 5 年以上、この放課後児童健全育成事業に従事した者につきましては、支援員となることができるよう今回追加されております。先ほど言いました支援員となることができるようという部分につきましては、あくまでも有資格者でありまして、すぐに支援員となることはできません。今回の追加の 2 点と、教員、保育士、社会福祉等、有資格の者でありまして、年 4 回の講習を受けていただく必要があります。これを受ければ支援員となるという形で、この新しい 2 号が追加緩和されたものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 4 番、谷崎です。

3 項の（4）ですけれども、以前取ったことのある人ということですが、これは免許取り消しになった方とかはどうなるのか。審議関係で、ちゃんと審査はすると思うんですけれども、そういったのも資格者に入るのか。

（10）が、既に現在でも教員免許とか持ってなくても放課後児童健全育成事業に従事しておられる方がいるのか。どういう資格で従事されているのか。資格なしでもやれる仕事あるのか。そのことについて、少し説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） あくまでも免許の更新をしていないものですので、今、議員が言われたように、悪事をしたとか、不祥事を起こして取り消しになったという形になれば、そこはこの要件となることはできないと思います。あくまでも教員免許を持っているけど資格がない。教員になる資格がない、講習を受けてない。そういう方たちだけですね。

それと、現在は、支援員が約 10 名ほどおりますが、その方々は皆、年 4 回の講習を受けている方でございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 20 議案第 49 号 阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 20、議案第 49 号「阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 99 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきます議案第 49 号、阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明をいたします。

まず提案理由でございますが、本件は地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、107 ページから 145 ページの新旧対照表でご説明いたしますが、非常に類似している改正と重複している部分が多くありますので、条項の校正及び条文の整理以外の主なものをご説明させていただきます。

108 ページをお願いしたいと思います。参考資料の、新旧対照表の 108 ページ、これの第 6 条第 2 項ですね、一番下の段になります。につきましては、定期巡回、随時対応型訪問介護看護のオペレーターは、これまで看護師、それから介護福祉士等が 3 年以上、業務に従事していることが要件でございましたが、今回の改正に伴いまして、1 年以上に緩和されたものでございます。

また、ヘルパーにおきましても、3 年以上従事していれば、資格要件を満たすことが今回新たに追加されております。

111 ページをお願いします。111 ページの下の段から 112 ページにかけてでございます。第 39 条第 1 項中、地域との連携等というところでございますが、この分につきましては、これまで介護医療連携推進会議というのがございまして、これを 3 月に 1 回、いわゆる年 4 回以上必要と定めていたものが、今回 6 月に 1 回、いわゆる年 2 回以上に今回改正するものでございます。

同じページの第 47 条第 1 項中の下段の部分でございます。下段の括弧書きの部分ですね、第 22 条の 23、第 1 項に規定する介護職員、初任者研修課程を修了した者というものは、介護ヘルパーのことでございまして、今回訪問介護の資格要件に追加されております。

114 ページをお願いいたします。114 ページの中段になりますが、第 60 条 20 の 2 と 116 ページから、これは重要になりますが、第 60 条 20 の 3 につきましては、今回、新たに追加されております。これは、共生型サービスといいまして、高齢者と障害者が同一の事業所で

サービスを受けやすくするために、介護保険と障害福祉、両方の制度に新たにサービスが位置づけられたものでございます。例えば、障害者施設等に入所している方が 65 歳以上になった場合、これまでは介護サービスを受けるためには別の介護サービス事業所を利用しなければなりませんでした。今回の改正で、現在、入所している施設でも利用できるというように改正されたものでございます。

117 ページをお願いいたします。117 ページの一番下の段からになります。それと 118 ページの上段になります。第 60 条の 25 でございますが、指定療養通所介護事業所の利用定員、この数を現在の 9 人以下から 18 人以下に今回改正するものでございます。

次に、119 ページをお願いいたします。119 ページの下段になります。第 66 条第 1 項でございます。内容は、120 ページの中段の下線のところになります。地域密着型等の介護老人福祉施設、これはあくまでも 29 人以下の特別養護老人ホームになります。この分の共用型の介護事業者の利用定員の改正という形になります。今まで施設ごとに 1 日当たり 3 人以下となっておりましたが、今回の改正で 1 ユニットごとに、ユニットの入居者合わせた人数を 12 人以下とするものでございます。ちなみにこのユニットとは、いくつかの小部屋ですね、個室と隣接して設けられた共同の部屋みたいなところ。その場合をユニットと申しております。

127 ページをお願いいたします。127 ページの中段になります。第 118 条の第 7 項の追加でございます。身体的拘束等の更なる適正化を検討する委員会の開催という部分と、その指針の整理、それと従業者の、いわゆるその仕事に従事している社員ですね、その研修の実施を強化するという形で 3 項目が新たに定められております。

この同じような措置を 129 ページの第 139 条の第 6 項、続きまして 131 ページの下段のほうになります。第 159 条の第 6 項、それと隣の 132 ページの下段になります。第 184 条第 8 項につきまして、同様の措置を追加いたしております。

142 ページをお願いいたします。少し飛びますが、今回、附則になります。142 ページの中段以降、第 3 条と 143 ページの第 4 条及び第 5 条につきましては、医療病床等の部分から転換し、地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合の食堂とか、機能訓練室、それと廊下等の整備の基準の特例期間を、現在平成 30 年 3 月 31 日まででございましたが、6 年間延長して平成 36 年 3 月 31 日とすると改正されたものでございます。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 21 議案第 50 号 阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 21、議案第 50 号「阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。
市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 146 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきます議案第 50 号、阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明をいたします。

なお、提案理由につきましては、議案第 49 号と同じでございますので、省略させていただきます。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきます。

148 ページをお願いいたします。この条例につきましても、上位法の改正により一部を改正するものでございます。148 ページの中段以降になります、第 5 条第 1 項、それと 150 ページにございます第 45 条第 6 項、もう一つ 151 ページからの第 46 条第 3 項、まだありますが 153 ページの第 47 条、同じページの第 61 条第 3 項、それと第 73 条第 2 項、それと 154 ページの第 74 条及び第 84 条第 3 項になりますが、この部分につきましては、介護医療院の創設に伴いまして、関係規定についてそれぞれ追加修正を行っております。介護医療院という文言を追加修正いたしております。

なお、介護医療院というのは、今後増加が見込まれます慢性期の医療や介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや看取り、またはターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設となります。いわゆる要介護者に対しまして、長期療養のための医療と、それと日常生活上の介護を一体的に提供する、同じ施設で提供すると改正されたものでございます。

154 ページをお願いいたします。154 ページの中段以降になりますが、身体的拘束等の禁止の第 79 条に追加した分につきましては、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催を年 4 回以上、また適正化のための指針の整備及び職員等の研修等を定期的の実施することが追加されております。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 22 議案第 51 号 阿蘇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 22、議案第 51 号「阿蘇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 156 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきます議案第 51 号、阿蘇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正につきましてご説明をいたします。

この提案理由につきましても、先ほどの第 49 号、50 号と同じでございますので、省略をさせていただきます。

158 ページをお願いいたします。参考資料の新旧対照表でご説明させていただきます。この条例につきましても、上位法の改正に伴い、一部を改正するものでございます。

158 ページの下段になりますが、第 7 条第 2 項、この分につきましては、利用者との契約にあたりまして、利用者やその家族に対してケアプランにつきまして説明を行い、利用者は複数の介護サービス事業者等の紹介を求めることが可能であるということで、その分を説明するということを今回義務付けております。

次の第 3 項につきましては、介護予防支援の提供の開始にあたりまして、利用者等に対しまして入院時に担当ケアマネージャー、いわゆる職員ですが、ケアマネージャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関に提供するよう依頼することを義務づけるという今回の改正でございます。

160 ページをお願いいたします。160 ページの下段になりますが、第 33 条関係で、まず 14 の 2 につきましては、指定介護予防サービス事業者等から伝達されました利用者の口腔に関することや、服薬状況、この分につきましては、ケアマネージャー自身が把握した利用者の状態などにつきまして、主治医等に必要な情報を提供するということが今回義務づけられております。その分が今回の改正になっております。

最後に、161 ページになりますが、161 ページの一番下になります、21 の 2 でございます。これにつきましては、担当職員、これは主にケアマネージャーになりますが、利用者の同意を得て、主治医等に意見を求めるということにされておりますが、この主治医に対しまして、介護予防サービス計画、いわゆるケアプランを公布することを義務づけるということを加えております。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 3 つの条例が出ましたけど、内容を見る限り、介護予防というよりも介護そのもの話じゃないかと思うんですが、今までの介護についての問題と、今回の条例、病院から介護に移る話もあると思うんですが、どう違うのか。大まかな形でいいので説

明をお願いします。

それと、介護予防といったら、介護になる人をどうするかじゃなくて、要支援の方々をどうケアしたら介護に至らないようにできるかと、そっちのほうが重要だと思うんですけども、要支援とかについてはいろいろ行っている行政区も始まり出したという話を聞くんですが、そういったことに関しては何かやっているのか。その2点について、ちょっとお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議員の最初のほうの質問について、私のほうからお答えさせていただきます。

簡単に申し上げまして、今回は条例がある程度緩和されております。これはなぜかということ、一つは人員不足のための措置です。それともう一つは、共用型サービスというのが新しく始まりました。先ほどの条文の中にもありましたけれども、医療介護院ができて医療と介護の連携を強化するという部分と、仮に障害者施設等に入所しとっても、65歳過ぎても介護サービスは同じ事業所で受けられるという条文が今回加えられておりますので、利用者にとっては利用しやすくなったとされたことが一番大きな理由になります。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 2つ目のご質問にお答えします。

今回の条例改正につきましては、介護サービス事業所関係の改正となっております。議員ご質問の要支援に対する予防活動が大事じゃないかということで、阿蘇市としましては平成28年度からの総合事業という事業に取り組んでおまして、要介護状態にならないように、健康寿命を延ばしていただくような方策といたしまして、要支援状態になる前の段階から積極的に予防活動、健康寿命を延ばすような取り組みを行っております。

さらに、今回、医療と介護の連携ということで、今後の少子高齢化対策、今回の提案理由にも書いておりますとおり、地域包括ケアシステムの強化を目指しております。これは一つに、いわゆる地域づくりという側面が大きいものですので、要介護高齢者が増えていきますと、なかなか施設だけでは見られない状況が増えてきます。従いまして、在宅でいきいきと健康に暮らせるような、そういった地域づくりを目指すということで取り組みを進めております。健康面についての支援と、もう一つ、生活支援ですね。例えば日ごろから地域の方が独居高齢者の見守り活動を行うとか、あるいは高齢者の健康づくり、引きこもり防止のために地域でサロン活動を活発にやってくれということをお願いしております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

13番、五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 先ほどの部長の最後の答弁、あれを最初に言っていただければ、もっとスムーズに話が進むと思う。何のための法改正になって、こういう条例を変えないかということ、わかりやすく言うてもらおうと、文言がどうのこうのよりも、法律がこう変わったと。そのことによって、阿蘇市の条例も変えますということを的確に、簡単な話が

高齢者が多くなって、もう手のいるもんな縛っとけという状況になりつつあると。そこで、みんなどう考えるかということのを思いました。

答弁はいいです。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。2時15分から再開いたします。

午後2時04分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第23 議案第52号 平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第23、議案第52号「平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今議題としていただきました議案第52号、平成30年度阿蘇市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

別冊5をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。はじめに、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,355万円を追加し、歳入歳出それぞれ158億5,906万円といたしております。

第2条の繰越明許費につきましては、5ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費でございます。今回、波野支所庁舎建設につきましては、補正予算に予算を計上いたしておりますけれども、6月補正後に建設業務を発注するには適正工期を年度内に取ることができませんので、平成31年度への繰越明許費があるものとして、今回予算上、明らかにするものでございます。

6ページをお願いいたします。これが1ページの地方債補正になります。第3条でございます。上の2つにつきましては、今回、予算計上いたしましたものにつきまして、波野支所庁舎建設事業については1億7,550万円を、乙姫体育館防災機能拡充事業につきましては2,960万円の借り入れを行うことにいたしております。下の変更につきましては、広域農道歩道整備負担金として事業費が確定いたしましたので、1億1,720万円に変更を行っております。

10ページをお願いいたします。歳入でございます。一番上の表です。款15 県支出金、項

2 県補助金、目 5 商工費県補助金につきましては、平成 28 年度熊本地震被災文化財等復旧復興事業補助金として、阿蘇神社周辺整備分に係る補助金として 2,850 万円の受け入れを行うことにいたしております。

その下の款 16 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入につきましては、後ほど説明をいたします中通財産区の特別会計補正予算に関連をいたしますので説明を加えておきます。説明の欄の 2 行目でございます。花卉生産用地（中萩の草牧野組合個人）と書いてありますのは、3 月の議会において承認をいただきました旧慣使用による新規貸し付けの分、面積が 1,000 m²で、使用料が 2 万円となります。

下から 2 つ目の表です。款 16 財産収入、項 2 財産売払収入、目 1 不動産売払収入につきましては、今年度に入りまして、4 月に小倉地区にあります市有林約 6 万 6,000 m²につきまして売払が完了いたしましたので、土地の収入分と立木の売り払い収入分、合計 542 万 7,000 円を計上いたしております。

12 ページをお願いいたします。ここから歳出に入ります。今回の歳出につきましては、人件費関連の予算を随分掲載しております。この人件費関連の予算につきましては、4 月 1 日の定期異動によって人件費予算の増減を行っておりますものでございますので、この分につきましては説明を割愛いたします。

14 ページをお願いいたします。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 16 波野支所整備費でございます。先ほど繰越明許費でご説明いたしましたように、今年度波野支所庁舎建設に係る整備費の一連の予算をここに計上いたしております。総額で 1 億 8,591 万 5,000 円となります。

19 ページをお願いいたします。中段よりも下の表になります。款 3 民生費、項 4 災害救助費、目 3 仮設住宅管理費でございます。説明の欄に委託料と工事請負費と、それぞれ 3 つ書いてございますけれども、仮設住宅に関連する予算をここに計上しております。委託料としましては、仮設住宅が 2 年目を向かえることにあたり、施設での点検業務委託料、これは復興基金を使ったものでございまして、50 万 5,000 円を計上いたしております。

その下の防腐・防蟻処理業務委託料につきましては、半分は復興基金の創意工夫分を使うんですけれども、委託料として 1,535 万 2,000 円を計上いたしております。

3 つ目の工事請負費、仮設住宅外壁塗装工事につきましては、仮設住宅の外壁塗装に係る工事分を復興基金を使って行うものでございまして、1,262 万 5,000 円を計上いたしております。

22 ページをお願いいたします。款 5 農林水産業費、項 1 農業費、上から 2 つ目です。目 3 農業振興費、節 19 負担金補助及び交付金につきましては、経営体育成支援事業補助金として、今回 2 経営体が行いますトラクターやコンバイン等の機械購入に係ります補助金として 570 万 1,000 円を計上いたしております。

上からの 2 つ目の表になります。同じ款の項 2 林業費、目 2 林業振興費、節 19 負担金補助及び交付金につきましては、林業木材産業生産性強化対策事業補助金として、高性能林業機械、いわゆるハーベスターでございますけれども、この 1 台購入に係る機械の導入補助金

として 990 万円を計上いたしております。

23 ページをお願いいたします。款 6 商工費、項 1 商工費、目 3 観光振興費でございます。節 19 負担金補助及び交付金に、説明の欄の上から 2 項目目でございます。モビリティ・ツーリズム実行委員会負担金として 20 万円を計上いたしておりますが、車やバイク、自転車等をターゲットに観光振興を図ろうというものでございまして、広域連盟内に設立いたしましたモビリティ・ツーリズムの実行委員会に負担金として 20 万円を負担するものでございます。

3 項目目の阿蘇観光復興加速化委員会負担金 100 万円につきましては、先日設立されました熊本地震からの復興に向けての各市町村にあります観光協会等が自治体の垣根を越えてネットワークをつくって、復興に向かって一丸となって観光について振興を図ろうという事業でございまして、その負担金として 100 万円でございます。

3 つ目のプレ熊本ディスティネーション補助金につきましては、諸般の報告にありまして、平成 31 年度に J R グループが熊本県を舞台に全国規模の観光キャンペーンを行います。ですので、この市の観光消費の拡大に向けて経費の支援を行うというものでございまして、100 万円の補助を行うものでございます。

24 ページをお願いいたします。同じ款項の目 9 地域振興対策費、節 13 委託料でございます。説明の欄の 1 項目目、フィールドミュージアム構想実践事業委託料として 300 万円を計上いたしておりますが、これは平成 29 年度補正予算に計上したもので、今年度は事業が採択となりましたことから、フィールドミュージアム、北外輪山東部地区を一つの観光資源と捉えて、地方創生推進交付金を活用した 3 箇年の事業でございまして、委託料として 300 万円を計上いたしております。

その下の阿蘇神社周辺整備事業基本計画策定業務委託料につきましては、工事請負費の 2,500 万円とも関連いたしますが、歳入の補助金でありました 2,850 万円、熊本地震から現在阿蘇神社が復興に向けて一生懸命工事を行ってございます。この神社の復興に併せて、神社の復興に併せて神社の周辺の整備を行う、その事業のための基本計画策定分と今年度行います整備工事分でございます。合わせて 2,850 万円となります。

30 ページをお願いいたします。款 9 教育費、項 5 保健体育費、目 2 体育施設費、節 13 委託料でございます。節 15 の工事請負費と同じでございますけれども、乙姫体育館につきましては、今後、防災拠点施設として機能拡充、市指定避難所として活用するために、多目的トイレやトイレの洋式化、バリアフリーなどのユニバーサルデザインに配慮した施設とするために、施工監理業務委託料として 209 万 7,000 円。拡充工事として 2,756 万 3,000 円を計上いたしております。

31 ページをお願いいたします。款 10 災害復旧費、項 2 農林水産業施設災害復旧費でございます。目 2 農業施設災害復旧費の節 14 使用料及び賃借料でございます。説明の欄にありますように、被災農地等借上料として 2,560 万円を計上いたしておりますが、これは復興基金の創意工夫分を活用するものでございまして、災害復旧事業の加速化、要は災害復旧事業の田面とか施設の復旧事業が遅れていることに伴いまして、農家からそういった農地を借り

上げることで事業の加速を図ろうというものでございます。対象農家戸数が105戸、面積にして80haでございます。

32 ページをお願いいたします。項 6 その他公共公用施設災害復旧費、目 5 地域水道施設復旧事業費でございます。節 19 負担金補助として300万円計上いたしておりますが、これは下役犬原水道組合が行います水道工事につきまして補助を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 財政課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

18番、田中則次君。

○18番（田中則次君） 1点だけお尋ねします。

24 ページの阿蘇神社周辺整備工事ということで、2,500万円計画されておりますが、これについて全体像、この2,500万円で終われると思いませんけど、全体像についてどういう形を考えておられるか、お尋ねします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） この事業でございます。歳入のほうで説明がありましたように、平成28年度熊本地震被災文化財等復旧復興基金というのが熊本県の中にございます。そちらの基金を活用しまして、今年度実施をするという形になりますが、今のところ総事業費としては1億5,000万円ほどを考えております。その中の一つとして、今年度工事請負費の中で2,500万円上げさせていただいておりますが、この部分については緊急性が高い阿蘇神社の前のうなり茶屋、こちらについてはもう半壊という形で今使用ができておりません。観光客の方がときどき中に入ったり、近くに行ったりということがありますので、その分の解体の部分と、中央駐車場にあります公衆トイレが和式の公衆トイレでございますので、そちらのほうを受け入れ整備ということで洋式化をするという形で、本年度工事をする部分、それと委託料の部分については基本計画策定ということで、阿蘇神社周辺の全体計画を基本計画という形でつくっていくという形になります。

以上になります。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） ですから、1億5,000万円というものの組み立てがあるとしたら、全体像としてどういうところまで考えているかということをお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 全体事業としましては、もともとこの基金の中での原資としましては、阿蘇神社の事業という形での目的もございますので、基本計画の中では阿蘇神社の第一駐車場、今現状、古いトイレとか、砂利の駐車場がございます。そちらのほうの駐車場の整備、それと阿蘇神社周辺にございます街路灯関係の修理、それと、うなり茶屋等を解体いたしますとインフォメーションセンターが駐車場の少し出っ張った位置に、インフォメーションセンターの裏に空き地ができるという形になりますので、そちらのインフォメーションセンターもかなり老朽化しております。観光客の皆さんもなかなか入れない状況にな

っておりますので、そちらのインフォメーションセンターを解体した後に、うなり茶屋、インフォメーションセンターの敷地に新たなインフォメーションセンターを建設するという形での事業計画をつくっていきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

19 番、井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 19 番、井手でございます。

23 ページの施設管理費の工事請負費の仙酔峡駐車場舗装復旧工事等と書いてありますけれども、仙酔峡道路はもう完全に開通されたのか。

それと、駐車場の舗装ということでございますけれども、当然舗装だけではなくて、昨年、あの道路が震災によりまして被害が遭ってございましたけれども、もう完全に仙酔峡まで行かれるのか。それが1点。

それから、31 ページの農地等の借上料ですね。これのちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） まずはじめの仙酔峡道路の災害復旧工事でございますが、基本的には年度内ということで計画しております。できるだけ1日でも早くつくりあげたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 二つ目のご質問でございます。31 ページの被災農地等借上料でございます。こちらのほうは、復興基金を活用いたしまして、夏場を利用いたしまして市のほうに農地をお貸しいたしまして、災害復旧工事を加速化するという事業でございます。10a 当たり 3 万 2,000 円。現在、予算として計上をさせていただく時点では、約 80ha、105 名の農業者の方で 2,560 万円を計上いたしておりますけれども、現在 70ha 程度ということで減少傾向にございます。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 観光課のほうからは、仙酔峡の駐車場の舗装について、今この予算の 250 万円でございます。あと、駐車場内にインフォメーションセンターとか、トイレとかございますけれども、そちらのほうは県の施設になるので、県のほうが取組みます。道路の市道の復旧に併せて、駐車場舗装も行っていきます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 23 ページのほうの仙酔峡については、3 月いっぱい、年度末にはもう完成するという事をお聞きしました。

それから、31 ページの借上料について、10a 当たり 3 万 2,000 円。その 3 万 2,000 円で市は借り上げてどうされるのか。ただ整地をするだけで 3 万 2,000 円払われるのか。何か作物でも植えられるのか。そこら辺をお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 市のほうに借り上げさせていただく理由といたしましては、発

災当時の平成 28 年、それから昨年、平成 29 年でございますけれども、どうしても農業収入を得ていただくために作付けできるところについては作付けを促しておいた関係上、復旧工事がどうしても灌漑期、水を使う時期でございますけれども、かち合うことによりまして、十分復旧工事のほうが効果的にできなかったということを鑑みまして、今回、復旧工事を加速化させていただくため、市のほうが一旦借り上げて、その間に工事を完了させるといったところで、作付けについては、基本的には被災農家の方については作付けはできないところで考えております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

16 番、阿南誠藏君。

○16 番（阿南誠藏君） 20 ページの生活衛生費の中で、19 番の負担金補助及び交付金の中の共同墓地災害復旧支援事業の補助金ということで 178 万 2,000 円ありますが、ちょっとこの補助金の内容、概況の説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） ご説明いたします。

これは、熊本県が実施いたします熊本地震復興基金交付金を使いまして、共同墓地、共同で営まれている墓地で被災した部分の擁壁とか、共同の通路部分ですね、そのあたりを被災した部分を補助するものでございます。今回、178 万 2,000 円を計上しておりますが、こちらにつきましては、今現在、相談、それから申請が上がっている 4 件分を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16 番（阿南誠藏君） あくまでも共同墓地ということで、個人のお墓については対象外ということですかね。

それと、私のこの地域にも共同墓地がたくさんございますが、それぞれのお墓の持ち主の皆さんが震災の後に会合をしまして、それぞれ手直しされたと思いますが、この事業は、もうずっと震災直後から適用されていますか。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） この事業は、平成 29 年 12 月から予算化して周知をしているところでございます。既に工事を終えたところにつきましても、後での申請もできますので、まず共同墓地の要件を満たすのではないかとという件がございましたら、市民課のほうにまずはご相談いただくと、これ以上にまた該当件数が増えるような場合には補正で対応してまいりたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

11 番、湯浅正司君

○11 番（湯浅正司君） 今の質問に関連してですけど、共同墓地になる境、いろいろあると思うんですが、各部落で持っているやつ、10 人ぐらいで持っているやつとか 30 人ぐらい、それはどうなるのか。まず、それからちょっとお願いします。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） 国が示しております基準としましては、原則3基以上ですね。形態といたしましては、地域であったり、墓地組合のようなところであったり、いろいろな状態です。補助率は、2分の1となっております。ですから、2分の1は国の復興基金を利用しますが、残りの2分の1につきましては、共同墓地を運営される団体で負担をしていただくという形になっております。

○議長（藏原博敏君） 湯浅正司君

○11番（湯浅正司君） それと、23ページの夢の湯管理費、これで回数券還付金がありますけれども、夢の湯は新聞で見ましたとおり、ああいうふうですけれども、どうなりますか。

それとその下の車中泊施設管理委託料、1万8,000円ですか、これの説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） まず、夢の湯の回数券の還付金でございます。夢の湯がああいった形で今利用できないということで閉鎖をしております。回数券を買われている方のほうから問い合わせがありまして、しばらく使えないのであればどうにかならないかというご相談が何本も上がってきておりましたので、今回については、回数券の発行と使用されている部分、その差額が大体約9,000枚ほどございますので、その部分の還付という形で予算計上させていただいております。

夢の湯に関しましては、いろいろ契約関係も、地主の方との契約がありますので、契約書の内容に基づいて契約者の方にちょっと申し入れをして、今協議を進めているという状況でございます。

それと、13番の委託料の中の車中泊の委託料でございます。こちらにつきましては、昨年の12月、国の実証事業ではな阿蘇美の駐車場の一角に予約をして車中泊ができるシステムを導入しております。そちらに使っている電気代、それとカメラの通信関係が必要でございますので、電気代につきまして単独で引こうとしましたところ、一つの施設にはやはり1箇所しか引けないということになりましたので、旅館組合さんがインフォメーションセンターを一角に持たれております。そちらのインフォメーションセンターの電気を分配させていただきまして、こちらの車中泊で利用するコンセント、電気代等に利用させていただいております。この車中泊については、電話、インターネットで予約をするということができて、そしてその部分の管理費が必要になってきますので、その部分を旅館組合さん、そちらのほうに委託をするということで、委託料については特段大きな事務が発生するわけではございませんので、電気代相当分を月2,000円で7月からという形で委託を考えているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

5番、園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 5番の園田です。

20ページの阿蘇保健福祉センター管理費の浴室天井と浴槽の改修工事、この工事の内容

と時期がわかればお願いします。

それと 30 ページの体育施設費のほうの各社会体育施設一般工事ということで 1,200 万円上がっております。この内容をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） それでは、20 ページの阿蘇保健福祉センターの管理費の件で回答します。これにつきましては、浴槽が 2 つありますが、昨年と 1 箇所、吊金具が腐食ということでしたが、もうひとつが少し老朽化をやっぱりしておりまして、緊急性はなかったんですが、ああいう夢の湯関係もありまして、計画はしてはしておりますが、前倒しで今年度やろうということで組みました。時期的なものは、もう予算が付き次第、承認いただければ早速やっていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 教育課長補佐。

○教育課長補佐（佐藤伸敏君） 各社会体育施設一般工事についてご説明いたします。こちらのほう、大きく内容は 2 件ございます。ただ、2 件ともアゼリア関係になっております。

まず、1 件目につきましては、アゼリアの屋内プールの空気、熱交換機、こちら 2 台あるんですが、1 台のほうがもう腐食等が激しくなって機能しないために、今回改修工事を行う予定にしております。

もう一つがアゼリアの消防施設の修繕工事を予定しております。こちら今年 3 月に設備の定期検査のほうが実施されたんですが、その中で消火機器、屋内消火栓、防排煙施設、非常用照明等に不良があったということで早急の改善を指摘されましたので、今回その修繕工事のほうを予定しております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 4 番、谷崎です。

30 ページの乙姫体育館防災機能拡充工事ですが、この防災機能の拡充というのがどういったところまで構想されているのか、ご説明をお願いします。トイレだけで 2,700 万円するのか、非常用の電気とか、炊き出し、自主防災組織との連携とか、話し合いとか、どういう具合でされているのか。そういったことについて説明をお願いします。

それと 19 ページの民生費の 13 委託料の生活保護電算システム改修委託料ですが、これはソフトの改修ですか。それとも、ハードシステム関係の定期的な改修でしょうか。お尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長補佐。

○教育課長補佐（佐藤伸敏君） 30 ページの乙姫体育館防災機能拡充工事についてご説明いたします。こちらのほうは、乙姫地区で大規模災害等が発生した場合の防災拠点として整備するわけですが、その整備内容といたしましては大きく耐震補強の工事、トイレのユニバーサルデザイン化、照明器具の落下防止の対策工事、雨漏り、それと外壁等からの雨漏りも含めた改修工事、それと内部の天井の鉄骨等の塗装が傷んでおりますので、そういった塗装

の改修工事等で、トータル2,756万3,000円計上いたしております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） それでは、19ページの生活保護の電算システムですけれども、これはシステムのソフトの改修でございます。国の制度の大きな見直しがありまして、その関係で265万7,000円の補正となります。この2分の1は補助金になります。大まかな部分というのは、生活保護の基準の見直しということで、その消費実態とかいうのを調査しながら、大まかに5年に1回ほど大きな見直しがあります。その時代に即した基準を改正しますので、そのための改修でございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 乙姫の体育館ですが、乙姫区は線路で結構分かれていまして、下の方には公民館がありますので、あちらのほうで避難されていた方とか、物資を受け取った方が多いんですが、上のほうの体育館で整備されるというのは非常に住民にとって助かることだと思います。前回の震災から見たとき、今の計画では大体耐震とか、トイレですけれども、そこに集まって自活される方とか、される場合とか出てくると思いますので、自主防災組織の方々と、どうせされるんだったら協議をしながら、もっと使いよくするためにはどうしたらいいか、発電機とか炊き出しとか、そういったものも含めて考えられたらどうかと思うんですけれども、今後、どういうふうにされているか、お尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今の件についてお答えいたします。

今回、我々で所管をしております乙姫体育館ということで予算を計上させていただきました。財源的に緊急防災のほうの起債を活用します関係上、こういう名称にいたしておりますが、今後、ご指摘があった部分については、総務の防災のほうと協議をしながら地元と利活用についてはまた進めていきたいという具合に考えております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） トイレは、結局何基、備えるんですか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長補佐。

○教育課長補佐（佐藤伸敏君） 今の質問にお答えいたします。

トイレは、男女と多目的の大きく3種類になっております。ただ、それぞれのところに洋式便所等を拡充いたしますとともに、一つの便所あたりのスペースのほうを大きく今までよりも取るようにいたしております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第24 議案第53号 平成30年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 24、議案第 53 号「平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） ただ今議題としていただきました議案第 53 号、平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について説明をいたします。

資料は、別冊 6 の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条でございますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 950 万円を減額しまして、歳入歳出それぞれ 7 億 879 万円といたしております。

3 ページをお願いいたします。地方債補正でございます。起債限度額 1 億 920 万円につきましては、社会資本総合整備事業の内示に伴いまして計画を見直しまして減額するものでございます。

5 ページをお願いいたします。歳出でございますが、目 1 下水道事業費国庫補助金及び下の行の款 8 市債、目 1 下水道事業債につきましては、社会資本総合整備事業の内示に伴いまして、下水道事業費国庫補助金を 500 万円、それと下水道事業債を 450 万円減額するものでございます。

7 ページをお願いいたします。款 2 事業費、目 1 下水道事業費になりますが、歳出の主なものを申し上げますと、節 13 委託費の 1,000 万円の減額につきましては、補助要望額から内示額の減に伴いまして、進捗計画を見直し、下水道ストックマネジメント計画策定業務委託料を 1,000 万円増額しまして、処理場管理費の耐震詳細設計を来年実施として 2,000 万円減額するものでございます。これらの補正によりまして、歳入歳出それぞれ 950 万円を減額しまして 7 億 879 万円といたしております。

以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 25 議案第 54 号 平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 25、議案第 54 号「平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 54 号、平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましてご説明いたします。

別冊 7 をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

121万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ35億9,256万8,000円と決めました。

4ページをお願いいたします。歳入の一般会計繰入金及び歳出の一般管理費につきまして、それぞれ121万1,000円を減額しております。これにつきましては、本年4月の人事異動に伴い生じた人件費の過不足分を調整するものでございます。

説明につきましては、以上です。ご審議のほどをよろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第26 議案第55号 平成30年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第26、議案第55号「平成30年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第55号、平成30年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算につきましてご説明いたします。

別冊8の1ページをお願いいたします。第1条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ321万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ33億6,718万3,000円と決めました。

4ページをお願いいたします。歳入でございます。款8繰入金、目3その他一般会計繰入金といたしまして321万7,000円を増額しております。こちらにつきましても、4月の人事異動に伴う人件費を調整するものでございます。

次のページをお願いします。歳出です。款1総務費、目1一般管理費におきまして、歳入計上分同額を計上しております。

説明につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第27 議案第56号 平成30年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第27、議案第56号「平成30年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第56号、平成30年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましてご説明いたします。

別冊 9 の 1 ページをお願いいたします。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 114 万 5,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 4 億 2,206 万円と決めました。

4 ページをお願いいたします。歳入です。款 4 繰入金、目 1 事務費繰入金といたしまして 114 万 5,000 円を増額しております。こちらにつきましても、4 月の人事異動に伴う人件費を調整するものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出です。款 1 総務費、目 1 一般管理費におきまして、歳入計上分同額を計上しております。

説明につきましては、以上です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 28 議案第 57 号 平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 28、議案第 57 号「平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今議題としていただきました議案第 57 号、平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算についてにご説明申し上げます。

別冊 10 をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。第 1 条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1,848 万円といたしております。

4 ページをお願いいたします。歳入でございます。追加いたしました 3,000 円につきましては、先ほどの一般会計の補正予算のときに説明いたしましたように、3 月に承認をいただきました旧慣使用のうち新規の分、個人が 1,000 m²を花卉生産用地で借り入れを行います。その使用料として 2 万円の財産収入がございますので、一の宮地区については牧野組合が 85、財産区が 13%、阿蘇市が 2%というような取り決めがございますので、13%の 3,000 円を繰り入れるものでございます。

5 ページをお願いいたします。歳出でございます。歳入で受け入れました 3,000 円につきましては、款 1 委員会費、目 1 委員会費に 2,000 円を追加いたしまして、総額 72 万 9,000 円といたしております。

その下の款 1 委員会費、目 1 諸費については、残りの 1,000 円を追加し 15 万 8,000 円といたしております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 29 議案第 58 号 平成 30 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 29、議案第 58 号「平成 30 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務局長の説明を求めます。

医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 説明の前に、大変申し訳ございませんが、資料の一部に誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。別冊 11 をご覧ください。6 ページの資本的収入及び支出の収入の欄でございますが、項 3 補助金、目 2 県補助金の節 1 県補助金の備考欄になります。記載上、へき地診療所設備整備事業費補助金と記載しておりましたが、正しくはへき地医療拠点病院、診療所の部分が医療拠点病院設備整備事業費補助金でございました。すみません、確認が不足しておりました。今後十分気をつけますので、訂正よろしく願いいたします。

それでは、ただ今議題としていただきました議案第 58 号、平成 30 年度阿蘇市病院事業会計補正予算についてご説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。今回第 1 号補正になりますが、資本的収入につきまして、企業債を 1,610 万円減額、補助金を 2,700 万円増額させていただき、収入を 1,090 万円増額させて 1 億 4,978 万円とさせていただきました。

次に、資本的支出につきましては、建設改良費を 1,094 万 6,000 円増額させていただきまして、資本的支出も同額ですが、合計額を 2 億 5,022 万 8,000 円とさせていただきました。なお、ここで支出が収入に対し 4 万 6,000 円不足しておりますので、その 4 万 6,000 円の不足分につきましては、第 2 条に書いてあります過年度分損益勘定留保資金を 1 億 44 万 8,000 円ということで、4 万 6,000 円増額させていただいております。

次に、第 3 条ですが、先ほど第 2 条で申し上げました補助金が対象になったということ踏まえまして、起債の限度額ですね、医療機器整備事業の起債限度額を当初 5,050 万円予定しておりましたが、1,610 万円減額し、限度額の上限を 3,440 万円とさせていただいております。

詳細につきましては、6 ページをお開きください。まず収入の欄ですが、国庫補助事業として、県を介して補助事業対象になりましたので、その関係上、調整をした結果、病院事業債を 1,610 万円減額させていただきました。

次に県補助金ですが、先ほど訂正していただきましたへき地医療拠点病院設備整備事業費補助金なんですけど、本年 3 月 30 日付けで県の指定としまして、へき地医療拠点病院の指定を受けております。この指定を受けたことによりまして、補助対象となり、今現在申請をしているところでございます。補助率は 10 分の 10 なんですけど、上限額がございまして、2,700 万円を上限額といたしておりまして、満額の 2,700 万円を現在申請させていただいております。

次に、支出ですが、建設改良費の固定資産購入費といたしまして、節、医療機器等備品購

入費といたしまして、開設予定の歯科口腔外科に伴う設備といたしまして、当初予算で 3,462 万 7,000 円計上しておりましたが、追加として 1,094 万 6,000 円の追加をさせていただいております。この中の大きなものとしては、デジタルパノラマレントゲンという X 線装置を予定しております。これにつきましては、当初予算を計上する際にできるだけ経費を抑えるために病院の既存機器の利用を前提に調整をしておりました。しかしながら、どうしても重篤な患者様が顔が動かさないような状況の中で、180 度のレントゲンを 1 回で撮れる撮影装置がやはり必要ではないかということになりましたので、そのレントゲン装置と、あと周辺機器を増やす必要がありましたので、その分を追加として 1,094 万 6,000 円の増額をさせていただいたところです。

説明は以上です。ご審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 医療センターの説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第 30、諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」から日程第 34、諮問第 5 号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第 1 号から諮問第 5 号までは、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。日程第 30、諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」から日程第 34、諮問第 5 号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第 1 号から諮問第 5 号までは、一括議題にすることに決定いたしました。

日程第 30 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 31 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 32 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 33 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 34 諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（藏原博敏君） 日程第 30、諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」から日程第 34、諮問第 5 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 162 ページをお願いいたします。ただ今一括議題とさ

せていただきました諮問第1号から第5号、人権擁護委員候補者の推薦についてご説明をいたします。

その前に大変申し訳ございませんが、一部訂正をお願いしたいと思います。参考資料の168ページをお願いしたいと思います。168ページ、参考資料、諮問第4号関係の石田代志子さんの経歴のところの一番下ですね、略歴というところの、阿蘇市福祉事務所生活保護就学支援員となっている「就学」を「就労」に訂正方をお願いしたいと思います。誠に申し訳ございません。

まず、提案理由でございますが、本件は人権擁護委員の任期が平成30年9月30日をもって満了することに伴いまして、人権擁護委員の候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

今回、法務大臣が委嘱する人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現在阿蘇市には9名の人権擁護委員がおられます。今回は5名の方が9月末日で任期満了を迎えるため、新たな候補者を諮問するものでございます。任期は、平成30年10月1日から平成33年9月30日までの3年間となります。

まず、最初に162ページの諮問第1号、佐伯省五氏です。阿蘇市山田在住で、現職の委員であります。今回、再任で3期目の推薦でございます。

次に、163ページです。諮問第2号、中村庄司氏です。阿蘇市赤水在住で、新任で1期目の推薦でございます。

次に、164ページ、諮問第3号、江藤龍二氏です。阿蘇市小里在住、新任で1期目の推薦でございます。

次に、165ページ、諮問第4号、石田代志子氏です。阿蘇市一の宮町宮地在住で、新任で1期目の推薦でございます。

最後に、166ページ、諮問第5号でございます。岩永昭次氏です。阿蘇市一の宮町三野在住でございます。新任で、1期目の推薦でございます。

今回、推薦いたします5名の方の経歴等は、167ページ、168ページの参考資料で載せておりますので、ご一読をお願いしたいと思います。

記載されておりますとおり、職歴、経歴等申し分なく、また地域社会において信頼され、人格・識見や中立公正さを兼ね備えておりまして、社会貢献の精神に基づいて人権擁護委員活動が期待できる候補者でございますので、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてから、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。本案は、原案のとおり適任とすることにご異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議ないものと認めます。従って、諮問第1号から諮問第5号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

日程第35 報告第10号 株式会社ASOワークネットの経営状況を説明する書類の提出
について

○議長（藏原博敏君） 日程第35、報告第10号「株式会社ASOワークネットの経営状況を説明する書類の提出について」を議題といたします。

提出書類の説明を簡潔にお願いいたします。

総務部総課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今議題としていただきました報告第10号、株式会社ASOワークネットの経営状況を説明する書類の提出についてということで、議案集の169ページ目になります。本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、株式会社ASOワークネットの経営状況を説明する書類のほう提出されましたので、この報告を行うものでございます。

詳細につきましては、別冊12により報告させていただきます。

平成19年11月に設立されまして、今回、第11期の決算報告書となっております。ASOワークネットの業務につきましては、ページを開いていただきまして1ページ目、請負業務と指定管理事業という形でございます。請負業務につきましては、阿蘇市から阿蘇山上の公園道路をはじめ4つの事業、それから指定管理事業につきましては、阿蘇市からの受託施設が阿蘇体育館をはじめ5つの施設、それから熊本県から阿蘇みんなの森の委託を受けさせていただいております。こちらのほうを指定管理事業ということでさせていただいております。

なお、決算の状況につきましては、2ページ目になります。中段のほうに、第11期の決算の状況を上げさせていただいております。収入のほうは2億776万7,144円、支出のほうは2億771万5,631円ということで、短期の収支は5万1,513円の黒字となっております。しかしながら、昨年度購入させていただきました農村公園あびかの芝刈り機につきましては、減価償却費が11万8,360円ございまして、当期の純利益が6万6,847円のマイナスという状況でございます。

詳細につきましては、昨日の全員協議会のほうでASOワークネットの日田課長のほうからご説明がございましたところですが、5ページ目以降が財務諸表ということで提出いただいているところでございます。

また、11ページ目に監査報告書ということで、5月17日に監査役のほうに監査をいただいた結果、適法に記載されているということで報告をいただいているところでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（藏原博敏君） 書類の内容について質疑ありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 4番、谷崎です。

全員協議会で少し触れましたけれども、3つ質問いたします。

別冊12の10ページです。請負業のほう、派遣のほうだということになると思いますが、収入の事務手数料が各請負場所で21%から1%まで様々違うんですけれども、その理由はなぜかというのが一つですね。

2番目として、全協で申しましたとおり、支出の消耗品のほうに警備が入っていますが、これの明細というのは、今、言えますでしょうか。全協ではちょっと尋ねたんで、準備していただければと思います。

3番目として、今度は下の段の管理部ですね、全体の管理部の同じく消耗品費、警備委託というのがありますが、消耗品と警備と分けられた金額、特に警備は必要なのか、場所は、住所は五岳ホテルの隣のあそこですよ、公民館のところが事務所だと思うんですけれども、そのことについて答弁をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今の質問でございますが、まず第1点目に資料の別冊12の10ページ目の事務手数料の違いはというお話でございました。これにつきましては、こちらの経営に係る管理部等の関わる部分につきましては、それぞれ異なっております。実際の山上公園道路ですとか、そういった部分につきましては管理部のほうから出向いてやる必要もございまして、実際、その職員自体が関わるような度合いでそれぞれのものが変わっております。この事業収入の何%という形で定められているものではないというお話を伺っております。

それから、2点目の部分、それから3点目の部分につきましては、ここの記載のほうが人件費と物件費と分かれておりまして、物件費のうち、租税公課を除くものが消耗品費（警備委託料を含む）というような書き方がしてございます。これについては、ご指摘もございまして、従来からずっとこの書き方がされておるんですが、勘違いしやすくなっておりまして、実際のところはこちらの資料のほうの7ページ目をお開きいただきますと、損益計算書がございまして、損益計算書の2番の販売費の一般管理費のうち、1番から6番まで、厚生費までですね、ここが人件費に相当する部分でございまして、また、7番から22番までの部分が、いわゆるこのその他の経費という形になっておりまして、物件費のほうに計上されるべき部分でございまして、本来であれば一般物件費等を書くべきものであると思っております。これにつきましては、次年度以降、改めさせていただければということでお話をされておったところです。

それから、管理部の中での経費といたしまして、やはり消耗品という書き方がされておるという部分につきましては、今申しましたように、こちらの人件費、それから税に関わる部分を省いたものがここに当たる部分でございまして、主なものといたしましては、税理士への報酬ですとか、公民館の実際の賃借料、それから車両の分ですとか、一般的なその物件費

がすべてここに入っておるという状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 手数料は割合じゃないということですね。はな阿蘇美が1%に対して、山上は21%だから高いなと思ったんですけども、それはワークネットのほうから管理部の方が行かれているということ、要は人件費ということで考えていいということですね。消耗品の中の警備もそうなんですけど、警備派遣ということになればそれも人件費かなと思ったところもあるんですが、そういうところでもう一度見直してみたいと思います。具体的には、この明細のほうからいくと、リースなのか、外注なのか、雑費なのか、ちょっとわからないんですけど、それは後からお答えをお願いします。

それで、もう一つ、租税公課で（消費税）と書いてあるんですが、これが事業収入にそのまま8%かけてあるみたいで、この消費税のかけ方違うんじゃないかと思うんですけど、人の派遣なので、そして出している経費も人件費なので、最終的な手数料とか、その収入に消費税をかけるのが普通じゃないかと思うんですが、その消費税のかけ方に関する見解と、人を派遣するわけですから、その人の、先ほど3条のワークネットから来られた方の時給をお聞きしたんですが、そんなに高くはないようですけども、派遣された方の手取りの分に対して、更にいった後消費税がかかったり、手数料がかかったりするなら、受けるほうは高くなるだろうと思いますので、そこらあたりの関係はどうなっているのか、ご説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今の質問でございますけれども、消費税の部分につきましては、この直接の人件費という形ではお話を伺っておりませんで、いわゆる事業の支出に関してこれがかかった分という形で計上がされているとお伺いをしておるところでございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） それで、例えば小売業の場合は1,000円で物を売って、800円で仕入れたら、残り200円が消費税かかりますよね。要は仕入れに消費税がかかっていて、売上に消費税がかかっていて、消費税を差し引きますので、粗利に関する部分に対して消費税が付くというのが大体計算の仕方なんですけど、これだと売上そのものの全部に消費税がかかった額を全部納めている形になるので、私は税理士じゃないのでそのかけ方はよくわからないんですけども、税務署とか、違うんじゃないかという機会があれば言ったほうがいいんじゃないかと思うんですけど。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） まず、会計関係の詳しい内容についてのご質問でありますけれども、実際、税理士さんもこの中に入っておられます。監査のほうも無事終わっておりますので、今、私たち事務方のほうでもちょっと詳しく聞かないことにはわかりませんので、そこはまた詳細を調べさせていただいて、直接ワークネットのほうから市議のほうに回答させていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

日程第 36 報告第 11 号 一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（藏原博敏君） 日程第 36、報告第 11 号「一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について」を議題といたします。

提出書類の説明を簡潔にお願いいたします。

総務部総課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村山健一君） 議案集のほうは、最後の 170 ページになります。報告第 11 号ということで、一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について、本件につきましては地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類が提出されましたので、これを報告させていただくものでございます。

資料につきましては、別冊 13 のほうで説明させていただきます。

テレワークセンターにつきましては、平成 24 年度から一般財団法人という形を取りまして、光ネットワーク施設の指定管理制度による管理業務が 7 年目ということで、こちらのほうがテレワークセンターの中心的な業務として動いております。また、阿蘇市産山村の施設管理につきましても、今現在会員数が 3,200 名を超えるというような状況でございます、事業の内容が 1 ページの 2 番の中段ほどに書いておりますが、自主事業といたしまして IT サポート事業、これにつきましては電話によるサポート、それから各種の研修や市立学校等のサポートを行ってきておるところでございます。また、地域システム管理事業につきましては、安心安全メールや公共施設の予約システム等を運用しておりまして、また地域コンテンツ事業といたしまして、市のホームページ、観光協会、温泉旅館組合とか、100 件ほどのいろんなコンテンツを管理させていただいているということでございます。

次に、自主事業といたしましては、先ほど申しましたように、光ネットワーク施設の指定管理業務ということで、平成 27 年度から 31 年度までということで行われてきている。また、3 番の特定寄附事業といたしまして、平成 30 年 3 月 20 日に振興公社から一般財団法人になったときの出資金の返金でございますが、これが 60 万円寄附を行ってきておるところでございます。

決算の状況につきましては、2 ページ目をご覧くださいと思います。収支決算の状況につきましては、当期収入の状況が 6 億 2,769 万 6,547 円ということでの決算を受けておりまして、支出のほうも 6 億 1,384 万 3,682 円ということで、当期の正味一般財源額の増減額といたしまして、一番下の欄になります、778 万 1,066 円ということで今年の決算が終わっておるところでございます。

それから、3 ページ目以降につきましては、財務諸表、また退職対照表等を添付させてい

ただいているところでございます。

最後に、29 ページのほうをお開きいただきまして、決算の監査報告を監事 2 名のほうかに 5 月 17 日に行っていたいでいるところございまして、財産及び管理並び業務執行について、適正に処理されているということで監査報告をいただいでいるところでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（藏原博敏君） 説明が終わりました。書類の内容について、質疑はありませんか。
4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） これも全協の続きです。ちょっとうるさいこと言うようで申し訳ありませんが、お金の流れがちょっとわかりづらいんですが、私たちとしては、株式会社として出資している立場上、法人を見ればいいんですが、大体。法人がやっている事業が指定管理で受けている事業でテレワークの事業とか、光通信の事業とか、いろいろあると思うんですけれども、その中で法人が受けているお金が収益から 3,000 万円行っていて、それがどのように使われているのか。これでは積み立てということですが、ずっと積み立てていって、設備投資か何かに使う予定なのか。そのことを一つお伺ひします。

それと、事業収益の中の収益会計繰入金と、先ほど言った法人会計繰入金と公益会計繰入金とあります。どの部分が収益会計、これは事業全般で補足で出ている事業全般が収益事業だと思っんですけれども、公益事業はどの部分になるのか。全体を受けているももとの会社が法人だと思っんですけれども、それでよろしいのか。その関係性の説明をお願ひいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 私どもも実際この勘定の科目につきまして、個別に具体的ところでまちよっと踏み込んだところになりますと、具体的な説明までは受けておりません。今お話しいただいたような部分につきましては、またテレワークセンターのほうとご確認した上で、議会のほうに報告させていただきたいと思ひます。

○議長（藏原博敏君） 10 番、大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 10 番、大倉です。

この説明資料の別冊の補足資料にあります 7 ページ目の、その他の販売広告事業で、売上ランキングが書いてありますね。こういうネット販売の業者さんですかね、阿蘇市の業者さんですが、これはどういうふうに決められているのか。

それと、先ほど谷崎議員が言われましたように、いろいろ剰余金とか積立金とか出ている中で、何年か前に言っておられましたけれども、取り組む事業の中でインターネット、このお知らせ端末を利用してお年寄りが買い物できるような事業を今からやっていると、そう私は聞いたことがあるんですけど、そういう事業は取り組まれているのか。そういうところをお願ひします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 別冊の資料のほうの補足資料としての 7 ページ目、インターネットショッピングに関しましては、実際ネット販売をされます事業所につきましては、特段

制限を求めているものではございません。阿蘇市内の事業者ならでもどなたでもという形で、こちらのほうには提供いただいているという状況でございます。

また、2点目にごさいましたインターネットを活用したお知らせ端末での買い物事業という形につきましては、実際、詳細な検討まで進めるにあたって、操作の部分でありましたりとか、係る経費の部分でありましたとかいう部分で、実際の実施までは至っていないというところが現状でございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

5番、園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 1ページのこの所在地なんですけれども、実際に西湯浦にはサーバーだけしか置いてなくて、実際の業務は今のはな阿蘇美の前の小里のところに全部引っ越されているような感じになっていますが、やはり所在地の移動というのは何か面倒くさいような手続きがあるので、これが西湯浦の住所になっていますか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今の質問でございますが、一般財団法人の設立時には、こちらの西湯浦のほうの元のテレワークセンターがございましたところで、定款を定めて、そちらで事業をしておりました。途中で今の草原保全活動センターですかね、あちらのほうに移動ということで、定款の変更等も視野に入れておりますが、なかなかその部分も阿蘇テレワークセンターという部分につきましては、市の設置条例があるという部分がございます。また、いわゆる場所はどこですかと聞かれたときに、今、Googleとかの検索をすると、西湯浦のほうを示してしまうということで、そちらのほうも、例えばうちの条例の部分の名称もございますので、どちらを変更していったほうがいいのかですね、そういったところも検討を始めさせていただいているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

日程第37 請願第1号 内牧遊水池の防火機能の強化に関する請願書

○議長（藏原博敏君） 日程第37、請願第1号「内牧遊水池の防火機能の強化に関する請願書」を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

6番、菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） それでは、請願第1号、内牧遊水池の防火機能の強化に関する請願について、紹介議員の説明を行います。

阿蘇市内では、毎年数件の林野火災が発生しており、急傾斜地であることから、地上からの消火活動では限界があり、防災ヘリの出動も必要な場合があります。このため、防災ヘリによる林野火災の消火作業時に内牧遊水池を取水場として利用できるよう、現在繁殖しているオオカナダ藻の除去をお願いするものであります。

議員各位におかれましては、趣旨をご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、請願第1号の質疑を終わります。

ただ今議題となっております請願第1号については、所管の建設経済常任委員会に付託をいたします。

○4番（谷崎利浩君） この内容ですね、防災関係なので総務で一回検討していただいて、取水所かどうか指定するのか、しないのか、聞いてからじゃないと、経済建設で話す話じゃないと思うんですが。

○議長（藏原博敏君） 前回の議会運営委員会の中で経済建設が妥当だろうということで結論をいただいておりますが、それで付託をお願いしたいと思いますが、よろしいですかね。現状の管理が建設経済のほうの所管ですので、その遊水池、それでそこに決定したと聞いております。議運の委員長、何か今の件につきまして、いかがでしょうか。

13番、五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） とりあえずこの請願は、オオカナダモの除去をお願いするというものですから、建設課が管理しとるということで、建設経済でやるのが妥当じゃないかと思っております。

○議長（藏原博敏君） いろいろご意見あるようですが、議会運営委員会で決定されたことですので、そちらのほうで審議をお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 以上で、議案の質疑が終わりました。議案となっております議案第45号から議案第58号及び請願第1号については、お手元に配布しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を散会いたします。長時間、お疲れでございました。

午後3時35分 散会